

平成 25 年度
政策別コスト情報・
省庁別財務書類の概要

内閣府

内閣府の任務と組織等の概要

内閣府の任務（内閣府設置法第3条）

内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

組 織 等

年度末定員 …… 14,302名

（本省）

大臣官房

公文書管理課（所管法人）（独）国立公文書館

政府広報室（特別会計）東日本大震災復興特別会計

遺棄化学兵器処理担当室

原子力災害対策担当室（特別会計）エネルギー対策特別会計
（電源開発促進勘定）

（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（経済財政運営担当）

政策統括官（経済社会システム担当）（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（経済財政分析担当）

官民競争入札等監理委員会事務局

地域活性化推進担当室（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）

宇宙戦略室

政策統括官（防災担当）（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（沖縄政策担当）（特別会計）東日本大震災復興特別会計

沖縄振興局（所管法人）（学）沖縄科学技術大学院大学学園
（特）沖縄振興開発金融公庫
（特別会計）東日本大震災復興特別会計

政策統括官（共生社会政策担当）

賞勲局

男女共同参画局（特別会計）東日本大震災復興特別会計

食品安全委員会事務局

公益認定等委員会事務局

経済社会総合研究所

迎賓館

(外局等)

北方対策本部 (所管法人) (独) 北方領土問題対策協会

国際平和協力本部事務局

日本学術会議事務局

官民人材交流センター

沖縄総合事務局

宮内庁

公正取引委員会

警察庁 (特別会計) 交付税及び譲与税配付金特別会計
(交通安全対策特別交付金勘定)
(特別会計) 東日本大震災復興特別会計

特定個人情報保護委員会

金融庁 (所管法人) (認) 預金保険機構
(特別会計) 東日本大震災復興特別会計

消費者庁 (所管法人) (独) 国民生活センター
(特別会計) 東日本大震災復興特別会計

※法人は、内閣府の省庁別連結財務書類における連結対象法人である。

～政策と組織の関係～

政策	適正な公文書管理の実施	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	進業化学兵器廃棄処理事業の推進	原子力災害対策の充実・強化	経済財政政策の推進	地域活性化の推進	科学技術政策の推進	宇宙開発利用に関する施策の推進	防災政策の推進	沖縄政策の推進	共生社会実現のための施策の推進	栄典事務の適切な遂行	男女共同参画社会の形成の促進	食品の安全性の確保	公益法人制度改革等の推進	経済社会総合研究の推進	迎賓施設の適切な運営
大臣官房																	
公文書管理課	●																
(独)国立公文書館	●																
政府広報室		●															
進業化学兵器処理担当室			●														
原子力災害対策担当室				●													
政策統括官 (経済財政運営担当)					●												
政策統括官 (経済社会システム担当)					●												
政策統括官 (経済財政分析担当)					●												
官民競争入札等監理委員会事務局					●												
地域活性化推進室						●											
政策統括官 (科学技術政策・イノベーション担当)							●										
宇宙戦略室								●									
政策統括官 (防災担当)									●								
政策統括官 (沖縄政策担当)										●							
沖縄振興局										●							
(学)沖縄科学技術大学院大学学園										●							
(特)沖縄振興開発金融公庫										●							
政策統括官 (共生社会政策担当)											●						
賞勲局												●					
男女共同参画局													●				
食品安全委員会事務局														●			
公益認定等委員会事務局															●		
経済社会総合研究所																●	
迎賓館																	●
エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定				●													
東日本大震災復興特別会計		●		●	●	●			●	●			●				

政策	北方領土問題の解決の促進	国際平和協力業務等の推進	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	官民人材交流センターの適切な運営	公正かつ自由な競争の促進	市民生活の安全と平穏の確保	犯罪捜査の的確な推進	組織犯罪対策の強化	安全かつ快適な交通の確保	国の公安の維持	犯罪被害者等の支援の充実	安心できるＩＴ社会の実現	特定個人情報情報の適正な取扱いの確保	経済成長の礎となる金融システムの安定	利用者の視点に立った金融サービスへの向上	公正・透明で活力のある市場の構築	横断的施策	消費者政策の推進
北方対策本部	●																	
(独)北方領土問題対策協会	●																	
国際平和協力本部事務局		●																
日本学術会議事務局			●															
官民人材交流センター				●														
公正取引委員会					●													
警察庁						●	●	●	●	●	●	●						
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交通安全対策特別交付金勘定)									●									
東日本大震災復興特別会計						●	●	●	●	●	●	●						
特定個人情報保護委員会													●					
金融庁														●	●	●	●	
東日本大震災復興特別会計														●	●			
消費者庁																		●
(独)国民生活センター																		●
東日本大震災復興特別会計																		●

～各政策における事業概要～

1 適正な公文書管理の実施

(政策の概要)

平成 23 年 4 月 1 日施行の公文書等の管理に関する法律に基づく適正な文書管理が行政機関においてなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書（歴史公文書等）の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。

(成果事例)

公文書等の管理に関する法律に基づき、行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置（レコードスケジュール）の設定をできる限り早い時期に行うことにより、行政文書等の誤廃棄の防止等行政機関における適正な文書管理を行うことにつながり、また、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）の確実な移管に資することとなる。なお、平成 25 年度の調査におけるレコードスケジュールの設定割合は 90.7%（24 年度は 83.5%）であった。

2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進

(政策の現状)

政府の重要施策や各府省の希望等を踏まえて広報テーマを選択し、テーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮しつつ、内外への政府広報を行うとともに、政府施策に対する国民の意見、要望を把握するための広聴を実施している。

(1) 重要施策に関する広報

国内広報では、テレビスポット、ラジオ番組及び新聞・雑誌広告などの各種媒体を活用するとともに、インターネット（政府広報オンライン・政府インターネットテレビ）を活用して、国民生活にかかわりの深いテーマを幅広く紹介している。また、政府の重要な広報テーマについては、上述の各種媒体を組み合わせ、一体的に広報を実施している。

国際広報では、最近の我が国の領土・領海を取り巻く様々な情勢や我が国企業の国際的な経済活動の展開状況などを踏まえ、日本の国益の増進に資するようアジアを含め、欧米等各国における対日理解・好感度を向上させる広報を戦略的かつ効果的に行っている。

(成果事例)

広報の「理解度」を広告のわかりやすさ、「満足度」を広告の質として、広報結果の測定基準とし、アンケート調査にて目標の達成度合いを測定。

平成 25 年度の理解度の平均値は 82%、満足度（=広告物自体のクオリティ）の平均値は 79%。

(2) 世論の調査

広聴は、国民の意識や政府施策に関する意見、要望を的確に把握し、政府施策に反映させ

るためのもので、基本的な国民意識の動向や政府の重要施策に関する国民の意識を把握するための世論調査を実施するとともに、公募により選定した国政モニターから政府施策に関する意見、要望を聴取する国政モニター制度を運営している。

世論調査では、行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するに当たり、国民世論の動向を把握することは不可欠であり、公正中立な調査票を用いた適切な調査実施に努める。

国政モニター制度では、インターネットを利用したシステム構築を行い、平成24年度から運用を開始している。

(成果事例)

平成25年度世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用の実績件数は23件であり、同年度の調査件数である17件を上回っている。

3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進

(政策の概要)

我が国は、化学兵器禁止条約（1997年（平成9年）4月発効）に基づき、また、日中両国政府間で交わされた中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書（1999年（平成11年）7月）を踏まえて、2000年（平成12年）9月以降、中国各地において、旧日本軍の遺棄化学兵器の発掘・回収作業を実施している。なお、本事業が対象とする遺棄化学兵器は、遺棄されてから70年近く経過したと考えられる古い化学砲弾等で、その多くが腐食しているほか、変形や内容物の一部が漏れいしているものもある。また、信管等の腐食により爆発するリスクもある。欧米においても、他国に長期間土中に放置された化学兵器を大量に処理した実績はなく、世界的にも前例のない廃棄事業である。平成12(2000)年9月、黒龍江省北安市において、第1回小規模発掘・回収事業を実施して以降、これまでに中国各地から約5万発（25年度末）の遺棄化学兵器を発掘・回収し、保管している。一方、30~40万発と推定される吉林省ハルバ嶺の他、まだ各地に遺棄された化学兵器が残っているとみられる。

平成22年（2010年）10月から、江蘇省南京市において、移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄を開始し、平成25年（2013年）8月に同地における処理事業を終了し、次の処理場である湖北省武漢市での廃棄準備を行っている。

また、中国北部においては、平成24年（2012年）12月から、河北省石家荘市において、遺棄化学兵器の廃棄を開始した。

さらに、吉林省敦化市ハルバ嶺において、平成24年（2012年）11月から遺棄化学兵器の発掘・回収を開始し、同地における試験廃棄に向けて所要の準備を行っている。

(成果事例)

当事業は化学兵器禁止条約上の義務であり、環境を保護し、人の安全を確保することを最優先しつつ、中国側の協力を得ながら進めることとなっている。平成25年度についても、引き続き中国側と適切な協力をを行い、各地の発掘・回収を続ける一方、ハルバ嶺の発掘・回収を着実に進めた。

4 原子力災害対策の充実・強化

(施策の概要)

原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であるため、本施策は、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図ろうとするものである。

(成果事例)

(1) 原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化

原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域を目安として概ね30kmとする等の考え方が示されたところ。

国として、普段から当該区域の対策を重点的に講ずるべく、関係道府県(24道府県)が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を支援した。

(2) 道府県への地域防災計画策定支援

原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)においては、原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を改定する必要があるため、これら道府県による地域防災計画の見直しに当たって、国として、同計画の策定マニュアルを示すとともに、説明の場を設けるなどの支援を行った。

(参考) 平成25年度関連予算

・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(110.5億円)

原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、関係道府県が講じる防災対策に対して所要の支援を行う。

・原子力災害対策に必要な経費(200億円)

原子力災害対策指針等を踏まえ、更なる原子力防災対策の充実・強化を図るため、関係道府県が講じる原子力防災対策の支援を行う。

・原子力施設等防災対策等交付金(27.2億円)

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、被災した緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の復旧を行うため、関係道府県が講ずる防災対策の支援を行う。

5 経済財政政策の推進

(政策の概要)

内閣府は、国家運営の基本に関わる重要課題である経済財政政策を担当し、経済財政諮問会議を司令塔として、短期及び中長期の経済の運営に関する事項や経済に関する重要な政策の策定にかかる企画立案・総合調整及び内外の経済動向の分析などを行っている。

経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的とした合

議制の機関であり、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針の他、経済財政政策に関する重要な事項についての調査審議等を行う。

平成 25 年 1 月、約 3 年半ぶりに会議を再開し、同年 6 月には、取り組むべき経済財政運営の道筋を明らかにした「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」（同日閣議決定）、同年 8 月に「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」（同日閣議了解）、同年 12 月に「平成 26 年度予算編成の基本方針」（同日閣議決定）を答申した。

経済財政運営担当においては、経済財政諮問会議の運営の他、経済情勢に応じて、適切かつ機動的な経済財政運営を行う観点から、「経済対策」や「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（政府経済見通し）などの企画立案及び総合調整を行うほか、時々の政策課題に応じた経済政策を推進している。

※「好循環実現のための経済対策」平成 25 年 12 月閣議決定

「平成 26 年度政府経済見通し」平成 26 年 1 月閣議決定

そのほか、政府調達苦情処理についての周知・広報や、対日直接投資の推進、道州制特区の推進などを行っており、その結果としては以下のような状況である。

・対日直接投資の推進

内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化を実現する観点から、「日本再興戦略」において、KPI として 2020 年までに対日直接投資残高を 35 兆円へ倍増させる目標が掲げられ、これに向け、内閣府は関係府省の施策を推進する立場として、企画調整・広報活動等を担当している。平成 26 年 1 月の経済財政諮問会議での総理指示を受け、同年 2 月以降、「対日直接投資に関する有識者懇談会」を開催し、外国企業経営者等から意見聴取を行い、日本が抱える課題について整理を行った。

・道州制特区の推進

将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていき、移譲した事務・事業等について、北海道及び所管省庁に対して調査を行い、適切に実施されているかを確認した。

・政府調達に係る苦情処理についての周知・広報

政府調達における苦情受付・処理を通じた政府調達の透明性・公正性・競争性の一層の向上を図るため、苦情申し立てについて、処理手続きに従い適切に申し立てを受理・検討し、苦情の内容、処理にあたっての考え方を明確に公表した。

経済社会システム担当においては、経済再生と財政健全化を一体的に実現するため、それらの相互関連を踏まえた中長期の経済財政運営を行う。その際、時々の経済動向や将来展望の変化を定期的に点検し、その結果と整合性のとれた政策運営に努めている。

そのほか、市民活動の促進、民間資金等活用事業の推進、競争の導入による公共サービスの改革の推進などを行っているが、概要は以下のとおり。

・市民活動の促進

特定非営利活動促進法の適切な施行や共助社会づくり懇談会の開催等により、必要な基盤整備、情報発信等を行った。

- ・民間資金等活用事業の推進

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）の推進や、株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立（平成25年10月7日）等、PFIの一層の推進を図るという施策の目標達成に進展が見られた。

- ・競争の導入による公共サービスの改革の推進

公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁等や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行った。

経済財政分析担当においては、適切な政策運営に不可欠である経済の動きの正確な把握と的確な分析を行うため、月々の景気判断、経済財政政策に係る調査・分析、内外の経済動向の分析などを担当している。

取組事項としては、国内経済動向、地域経済動向、海外経済動向及び国際金融情勢について幅広い情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料として、その結果を主に以下の成果物にまとめ、公表している。

- ・「月例経済報告」…毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等により、政府内での景気認識の共有を図っている。
- ・「年次経済財政報告」（通称「経済財政白書」）…日本経済が抱える課題の解決等に貢献するため、年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表している。
- ・「日本経済」…年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析した結果を取りまとめ、公表している。
- ・「景気ウォッチャー調査」…毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答をとりまとめ、公表している。
- ・「地域経済動向」…四半期ごとに、全国11地域の経済動向について取りまとめ、公表している。
- ・「地域の経済」…年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表している。
- ・「世界経済の潮流」…年二回、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、総合的かつ詳細に分析した結果をとりまとめ、公表している。

なお、成果物については、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供を行っている。

6 地域活性化の推進

（政策の現状と課題）

活気に満ちた地域社会をつくるため、地方の創意工夫をいかした自主的な取組を政府一体とな

って支援する。

(各政策における事業概要)

(1) 中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的に、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画の申請を受け付け、中心市街地の活性化に関する法律や基本方針に定める認定基準に照らして認定作業を行うとともに、認定基本計画に掲げる取組の進捗状況や目標の達成状況等のフォローアップ結果等を受けた認定基本計画の変更作業を行う。

平成 25 年度における中心市街地活性化基本計画の認定件数は 17 計画である。

(2) 構造改革特区計画の認定

構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。

平成 25 年度における構造改革特区計画の認定件数は 21 件である。

(3) 地域再生計画の認定

地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。

自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。

平成 25 年度における地域再生計画の認定件数は 59 件である。

(4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生などに必要な施設の整備を支援する。

地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、道、污水处理施設、港の3つの分野において、省庁の所管を超えて一体的に整備することで経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことができる。

これまでの取組によって、地方公共団体より、交付金のメリットを活用できた事例として、「事業や年度を超えた弾力的な執行」、「事務の効率化」、「事業実施の効率化」、「予算配分の調整」など、全体の約 87%が効果的に活用できたと回答し、それぞれ成果を上げている。

(成果事例)

・いずれの目標も達成した事業（静岡県浜松市の例・交付金総額：595,600 千円）

① 暫定係留 389 隻の恒久化

(計画策定時：暫定係留 389 隻、実績：389 隻恒久化) 目標達成率 100%

② 航路浚渫による出漁機会率 8%向上

(計画策定時：出漁機会率 90%、目標 8%増に対し実績 98%) 目標達成率 100%

(5) 地域再生支援利子補給金の支給

地域再生の総合的かつ効果的な推進のため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用

の創出を図るために金融面で支援を実施。

認定された地域再生計画を基に、事業者が金融機関から事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、当該金融機関を指定し、予算の範囲内で利子補給金を支給する。

支給対象となる融資は平成 25 年度には 84 億円実行され、これにより 1,195 人の雇用効果が見込まれている。

(6) 特定地域再生計画の推進

少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定（特定地域再生計画策定事業）、当該計画に記載された事業の実施（特定地域再生計画推進事業）に対し補助を行う。

平成 25 年度における補助金事業の選定件数は、特定地域再生計画策定事業が 30 件、特定地域再生計画推進事業が 3 件である。

(7) 総合特区の推進

国際戦略総合特区においては、我が国の経済成長のエンジンとなる産業機能の集積拠点の形成、地域活性化総合特区においては、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上に資するため、各特区の特性に応じた規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施するとともに、「国と地方の協議会」を通じ、地域ニーズに応じた措置を累次追加していく。

平成 25 年度時点における総合特区の指定件数は国際戦略総合特区 7 地域、地域活性化総合特区 41 地域の合計 48 地域である。

金融上の支援措置である総合特区支援利子補給金の支給対象となる融資は平成 25 年度には国際戦略総合特区 166 億円、地域活性化総合特区 57 億円がそれぞれ実行された。

(8) 環境未来都市の推進

「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図るものである。本事業は、「環境未来都市」構想を実現するため、環境未来都市の取組を推進することを目的とする。各環境未来都市が策定した計画に基づき取組を推進するとともに、各環境未来都市が創出する成功事例の国内外への普及展開の加速化を図るために「環境未来都市」構想全体の普及啓発や、各環境未来都市が行う自らの取組内容等に係る国内外への普及啓発への支援を行う。

平成 25 年度における環境未来都市の選定件数は 11 都市である。

(9) 都市再生安全確保計画の策定の促進

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図る観点から、ハード・ソフト両面の対策が盛り込まれる都市再生安全確保計画の作成・実施による効率的・効果的な防災対策を推進するため、計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等の実施事業に対し補助を行う。

平成 25 年度における都市再生安全確保計画の策定状況は、補助金事業の交付件数が 6 地域、計画の策定を終えた件数が 7 地域である。

7 科学技術政策の推進

(政策の概要)

総合科学技術会議における科学技術に関する総合的な戦略の策定、原子力政策の推進など、イノベーション創造に向けた政策の推進に取り組んでいる

(1) 総合科学技術会議の役割

天然資源に乏しく、今後も人口減少が見込まれる我が国において、活力ある社会を創っていくためには「知恵」を創造し活用していくことが重要であり、その「知恵」の根幹こそが科学技術である。科学技術政策は、昭和34年に総理府に置かれた「科学技術会議」の答申等を踏まえ、関係府省がそれぞれの役割に基づいて実施していたが、それらが整合性をもって効果を発揮するには、政府全体として戦略的に推進していく必要がある。そこで、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、我が国全体の科学技術を俯瞰した上で戦略を定め、関係府省の施策を誘導する『司令塔』として、内閣府に総合科学技術会議が設置された。

総合科学技術会議は、議長である内閣総理大臣をはじめ、閣僚議員（科学技術政策担当大臣、関係大臣等）、有識者議員、関係機関の長（日本学術会議会長）から構成されており、関係府省より一段高い立場から、総合的、基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行っている。具体的には、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略の策定に向けた検討と着実な実行の促進、科学技術関係予算の重点化・効率化のための取組等を行っている

(2) 科学技術の戦略的推進

我が国の科学技術を効果的、効率的に推進していくためには、一層の科学技術施策の重点化、関係府省の連携強化による効率化が求められている。そこで、科学技術イノベーション総合戦略を確実に実行するため、総合科学技術会議が、政府の取組の全体像を俯瞰した上で適切な資源配分を実現し、限られた資源を必要な分野・施策に重点的に配分し、有効に活用することを目的として「科学技術に関する予算等の資源配分の方針」を取りまとめている。

この中で、科学技術基本計画に定める「科学技術重要施策アクションプラン」に基づく政策誘導等を進めるとしており、各府省の概算要求前に、科学技術イノベーション総合戦略に基づき、最優先で取り組むべき課題を設定した「科学技術重要施策アクションプラン」を提示し、その対象となる施策の特定（「科学技術重要施策アクションプラン対象施策の特定について」）及び「科学技術イノベーションに適した環境創出のための「重点施策」」の取りまとめによる政策誘導等により、科学技術関係予算の重点化を図っている。

(3) 国際活動の戦略的推進

科学技術と外交を連携し、相互に発展させる「科学技術外交」という基本的考え方に沿って、科学技術の国際活動を展開している。具体的には、科学技術政策担当大臣と諸外国の閣僚との政策協議である「国際科学技術関係大臣会合」を開催するとともに、二国間や多国間の科学技術協力に関する枠組みによる活動に参加し、諸外国の科学技術・イノベーション政策に関する最新情報の収集・分析や我が国の情報の諸外国への発信等を行っている。また、関係府省と連携・協力し、共同研究や研究者交流など、科学技術外交を強化する取組を推進

している。

(4) 基礎研究及び人材育成の強化

基礎研究は、イノベーションによる新たな産業の創出や安全で豊かな国民生活を実現する基盤となり、また基礎研究を推進するのは、それに携わる人材である。そこで、長期的視野に立った基礎研究の推進と研究者のキャリアパスの整備、女性研究者の活躍の促進、次代を担う人材の育成などの取組を進めていく。

(5) 原子力政策

原子力委員会は、原子力基本法に基づき、原子力研究開発利用に関する政策など原子力に関する事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）について企画し、審議し、決定する権限をもっている。

また、原子力委員会は、必要なときに、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができる。

8 宇宙開発利用に関する施策の推進

(政策の概要)

平成 24 年 7 月に内閣府に宇宙戦略室を設置。我が国の宇宙開発利用に関する政策の企画及び立案並びに総合調整等の宇宙政策の司令塔機能を行うとともに、準天頂衛星システム等の開発・整備・運用等の施策を実施している。

(1) 宇宙基本法の成立

宇宙基本法は、平成 20 年 5 月に成立。課題解決の手段として宇宙を利用し、宇宙開発利用を国家戦略として推進することを目指している。また、宇宙基本法では総理を本部長とする宇宙開発戦略本部が我が国宇宙政策の憲法ともいえる宇宙基本計画の策定等を担うこととなった。

(2) 宇宙政策委員会の役割

平成 24 年 7 月に内閣府に宇宙政策委員会が設置され、宇宙開発利用に関する政策、関係行政機関の宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針等の重要事項の調査審議等を実施している。

(3) 宇宙基本計画の策定

平成 25 年 1 月に宇宙開発戦略本部において新たな宇宙基本計画が本部決定された。

新たな宇宙基本計画では、「宇宙利用の拡大」と「自律性の確保」を基本的な方針として定めるとともに、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、限られた資源で最大限の成果を上げるためには、事業に優先順位を付けて実施することが必要不可欠であるとしている。

具体的には、「宇宙利用の拡大」と「自律性の確保」を実現する四つの社会インフラとして測位衛星、リモートセンシング衛星、通信・放送衛星、輸送システムを挙げ、これに必要な十分な資源を確保し、宇宙科学に一定規模の資源を充当した上で、宇宙探査や有人宇宙活動等にも資源を割り当てることとしている。また、「安全保障・防災」「産業振興」「宇宙科学等のフロンティア」の三つの課題に重点を置くとともに、宇宙開発利用を支える科学技術力や産

業基盤の維持、向上を図ることとしている。

(4) 宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針（経費の見積り方針）

我が国の厳しい財政状況を踏まえ、政府による宇宙開発利用関係施策の重複を排除し、連携を深めるなど、より効率的かつ効果的な成果を上げることができるよう、毎年、関係府省に対して、宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針を示すこととしている。

○ 平成27年度予算の重点配分の視点は①宇宙利用拡大及び自律性確保、②安全保障の二点。この視点を踏まえ、平成27年度予算要求にあたり、特に重点化すべき四つの事業を位置付けた。

- ①測位衛星：2010年代後半の準天頂衛星システムの4機体制整備、初号機みちびき後継機の開発・打ち上げに必要な措置を講じる、屋内測位技術を活用した屋内外のシームレス測位に向けた検討の推進
- ②リモートセンシング衛星：ユーザニーズを踏まえた衛星等の在り方に関する調査・検討の推進、情報収集衛星の4機体制の確実な維持と機能の拡充・強化
- ③宇宙輸送システム：新型基幹ロケット開発の着実な推進（キー技術の要素試験等）
- ④宇宙状況監視（SSA:スペースデブリ対策）：宇宙を利用した海洋監視（MDA）

(5) 準天頂衛星システムの開発・整備・運用

（事業の概要）

衛星測位システムは社会経済活動の基盤的なインフラであることから、各国が競って衛星測位システムの構築を進めている。我が国も、宇宙基本計画や平成26年度宇宙開発利用に関する戦略的予算配分方針等において、準天頂衛星システムの開発・整備を着実に推進するとされていることを踏まえ、取り組みを進めている。

具体的には、測位衛星の補完機能（測位可能時間の拡大）や、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する準天頂衛星システムを開発・整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。

（成果事例）

衛星システム、地上システムの契約を行うことにより、準天頂衛星システムの開発・整備・運用に着手した。また、準天頂衛星システムの利用促進に係る調査・実証・評価を実施した。

9 防災政策の推進

（政策の概要）

災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、防災・減災対策（「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」、「災害復旧・復興に関する施策の推進」、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」）を着実に推進する。

(1) 防災に関する普及・啓発

災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、防災フェア・防災ポスターコンクールを始めとする各種普及・啓発活動を通じて、防災・減災対策を着実に推進し、

社会全体の防災力の向上を図っている。

9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間を中心に、防災フェア、防災ポスターコンクール等の各種行事を行い、防災フェアにおけるアンケートで「有益だった」と評価する割合は81.3%であった。

(2) 国際防災協力の推進

国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図るため、防災分野におけるアジアの地域センターとしてのネットワークを有するアジア防災センターを通じて、アジア各国における災害対応力の強化、被害の軽減を図っている。また、2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連を通じた多国間防災協力やアジア防災センターを通じた地域防災協力、中国・韓国などとの政府間防災協力を通じた国際防災協力を推進しているアジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修を実施し、平成25年度においては、タイ、インドネシア、中国等から計109名の研修者を受け入れた。また、アジア防災センターを通じて、アジア地域において我が国の知識・技術を活用した協力を推進した。

(3) 災害復旧・復興に関する施策の推進

災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建並びに被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めることを目的として、大規模震災の復興対策のあり方の検討、地方公共団体に対する復旧・復興施策の普及・啓発、住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図っている。

被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会を開催し、都道府県職員に対し、被災者生活再建支援法及び災害に係る住家の被害認定等についての理解促進を図った。

(4) 防災行政の総合的推進

防災行政の総合的推進を図ることを目的として、近年発生した災害の状況等を踏まえ、防災上の重要課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させるとともに、その措置状況をフォローアップすることによって、重要課題が的確に反映された計画を策定している。

平成26年1月の中央防災会議において、災害対策基本法の改正、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の制定、原子力規制委員会における検討等を踏まえ、大規模災害及び原子力災害への対策強化を踏まえた防災基本計画の修正を行い、防災対策上の重要課題を防災基本計画へ反映した。

(5) 地震対策等の総合的推進

近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めることを目的として、大規模地震対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。また、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱や各種ガイドライン等の策定を行っている。

平成26年3月の中央防災会議において、南海トラフ地震、首都直下地震等を含む大規模地震全般への防災・減災対策として「大規模地震防災・減災対策大綱」を新たに策定した。

10 沖縄政策の推進

(政策の概要)

沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成に向けて、より一層効果的な施策の推進を図る。

(1) 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進

沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策を推進する。

沖縄県が沖縄振興特別措置法に基づき作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき沖縄振興一括交付金を（沖縄振興公共投資交付金については）各省へ適時移替え、（沖縄振興特別推進交付金については）沖縄県からの交付申請に応じて交付したことにより、沖縄の自主性を尊重しつつ、自立的発展に資する施策の展開を図ることができた。

(2) 沖縄振興計画の推進に関する調査

沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目指した沖縄振興策の更なる効果的な推進を図るため、沖縄振興計画に基づきこれまで実施されてきた沖縄振興策に関する調査・分析を行うとともに、今後の沖縄振興の在り方の検討等を行う。

調査結果は有識者会合における資料に使用されるなど、沖縄振興策の検討資料として活用することができた。

(3) 沖縄における社会資本等の整備

産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、社会資本整備を中心とした沖縄振興開発事業を実施する。

本事業においては、各整備分野における指標は、前年度に比べおおむね順調に伸びた。

(4) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策

沖縄の置かれた自然的・歴史的・社会的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施する。

駐留軍用地跡地利用の推進については、アドバイザー派遣要望のあった全ての市町村にアドバイザーの派遣を実施した。

沖縄振興開発金融公庫については、長期・低利資金を安定的に供給するという政策金融機関としての役割について、一定の評価を得た。

また、沖縄科学技術大学院大学については、各分野における指標は前年度の実績値を上回った。

(5) 沖縄の戦後処理対策

先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。

不発弾等対策、対馬丸記念館等で実施している語り部等については、おおむね目標以上の成果を達成することができた。

沖縄戦関係資料閲覧室については、対前年度比で利用者数などを伸ばすことができた。

位置境界明確化については、慎重に事業の進捗を図り、認証面積を伸ばすことができた。

また、所有者不明土地の調査については、目標に掲げた測量等調査の 510 筆、真の所有者探索の 140 筆の全ての筆数について調査及び探索を実施し、課題等を整理した。

1.1 共生社会実現のための施策の推進

(政策の概要)

政策統括官(共生社会政策担当)は、国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、以下の施策を実施している。

《青少年健全育成施策》

○事業概要

子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究等を行っている。

子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会の立ち上げに係るモデル事業を行っている。また、地域で牽引的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員等に対して、問題状況を明確化して対処能力の向上を図るための研修等を行っている。

子ども・若者を育成支援する活動に顕著な功績があったもの等に対して子ども若者育成・子育て支援功労者表彰等を行っている。

○達成状況(成果事例)

子ども・若者白書の作成及び子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催により、施策の実施状況について検証するとともに審議状況を取りまとめ、関係省庁に周知を図った。

調査研究により得られた成果は、内閣府だけの活用に留まらず、各省庁においても活用されるなど、広く子ども・若者育成支援施策の企画・立案に資するとともに、HP を通じた公開など適切な活用を図った。

人材育成等事業の推進により、子ども・若者育成支援に携わる者の養成を図ったほか、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進した。

「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」(内閣総理大臣表彰(子ども・若者育成支援部門: 3件)、内閣府特命担当大臣表彰(子ども・若者育成支援部門: 15件))及び「社会貢献青少年表彰」(内閣府特命担当大臣表彰(14件))をそれぞれ実施し、顕著な功績のあったものを顕彰したほか、「子ども若者育成・子育て支援活動事例紹介事業」により、21件の子ども・若者を育成支援する優れた活動等をホームページ等で広く社会に紹介した。

《少子化社会対策》

○事業概要

少子化社会基本法に基づく国会への年次報告の作成。少子化社会対策会議の下で、各種施策についての点検・評価等の実施、重要な課題に関する政策研究・調査を実施している。

家族の大切さについて理解を深め、社会全体で子ども・子育てを応援する社会の実現のための理解促進事業を実施している。また、子育てを支援する活動を表彰している。

地方自治体が発行している企業が参加した子育て世帯への割引等実施事業等を推進するため

の会議を開催している。

○達成状況（成果事例）

平成 24 年版子ども・子育て白書を作成するとともに、「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」、「全国自治体の子育て支援施策に関する調査」を実施し、各種施策についての点検・評価、政策研究等を実施した。

家族の大切さについての理解を深めるための「家族の日」、「家族の週間」、作品コンクールの実施。また、自治体の子育て支援事業等を推進するための全国会議を開催し、社会全体で子育て家庭を支援する事業の推進・機運の熟成を図った。

成果目標としては「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」（平成 25 年 3 月実施の「共生社会政策に関する意識調査」）が 67.2%と前年度の 70.3%から減少した。年代別にみると子育ての当事者の 30 代、40 代や 60 代、70 代の関心は高かったが、20 代や 50 代の割合が低かった。

《食育推進》

○事業概要

食育基本法及び第 2 次食育推進基本計画に基づき、食育白書の取りまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施・公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、6 月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰を実施している。

○達成状況（成果事例）

政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書（食育白書）の取りまとめ、国民の食生活に関する調査研究の実施・公表、食育月間の中核的な行事としての食育推進全国大会の開催及び食育推進ボランティア表彰の実施等を通し、食育に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、重点的かつ効果的に食育に対する国民の理解を促進する施策を推進することに一定の成果をあげているが、引き続き国民の意識を把握しながら、取組を推進する必要がある。

《高齢社会対策》

○事業概要

高齢者の現状や実態、経年変化の状況を把握し、政策の企画立案及び政策の評価等に役立てるため、高齢者を対象とした調査研究を実施している。また、高齢社会対策基本法第 8 条に基づく「高齢社会の状況及び高齢社会の対策の実施状況についての年次報告」として、「高齢社会白書」を作成している。さらに、高齢化が急速に進行する日本で、心豊かで活力ある高齢社会を構築していくためには、NPO やボランティア等地域住民の活力が最大限発揮され、さらには意欲と能力のある高齢者自身が高齢社会の支え手となっていくことが不可欠であるため、高齢者の社会参加活動の促進に向けて、「高齢社会フォーラム」の実施や、地域で活躍する高齢者や高齢者グループの活動等をホームページ等を通じて紹介している。

○達成状況（成果事例）

平成 24 年度は高齢者の健康に関する意識調査等を実施した。また、平成 24 年版高齢社会白書を作成するとともに、平成 24 年 9 月に高齢社会対策大綱の改定を行った。さらに、高齢者の社

会参加を促進するため、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする団塊の世代等に対し、東京と地方都市で高齢社会フォーラムを開催し、ホームページ等を通じて事例を紹介した。

《障害者施策》

○事業概要

・障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法に基づく障害者基本計画を策定している。

・障害者基本計画に関して調査審議するため、障害者政策委員会を開催している。

・障害者基本法に基づく障害者週間関係事業を実施している。

・障害者施策について、障害者基本法に基づく年次報告の作成を行うとともに、総合的かつ効果的な施策を推進するために調査研究事業を実施している。

○達成状況（成果事例）

・平成 23 年に改正された障害者基本法に基づき、平成 24 年 5 月に内閣府に「障害者政策委員会」を設置し、平成 25 年度以降の次期障害者基本計画の策定に関して、平成 24 年 12 月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」が取りまとめられた。

・障害を理由とする差別を禁止する法制度について検討し、障害者政策委員会差別禁止部会において平成 24 年 9 月に「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」が取りまとめられた。

・障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、官民にわたって多彩な行事を実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する中で、「共生社会」の周知度は、平成 24 年 7 月内閣府実施の「障害者に関する世論調査」の結果によれば、『知っている』が 40.9%と前回（平成 19 年 2 月：40.2%）に比べ微増したものの同程度にとどまった。また、若者（20 歳代）は『知っている』が 34.8%となっているが、前回（19 年 2 月：26.7%）を大きく上回った。『言葉だけは聞いたことがある』24.2%を含めて、65.1%と 7 割近くの人が『知っている』と回答しており、19 年 2 月に実施した同名の「障害者に関する世論調査」による同旨の質問に対する回答が 61.4%であったことと比較すれば用語の周知度も上昇している。

・施策の概況を記載した障害者白書を取りまとめ、広く国民に情報提供し、また、調査研究事業については、国内法の検討における資料として活用した。

《交通安全対策》

○事業概要

交通安全に関する施策の大綱となる交通安全基本計画の策定及び推進のほか、国を始め社会全体として取り組むべき重要施策等の推進を図るため、交通安全対策に関わる施策についての調査研究等を実施している。

地域の交通安全活動に積極的に取り組んでいる交通ボランティア等の育成を図るため、交通安全指導等に必要な知識や技術等を学ぶ機会を提供しているほか、交通事故被害者等が交通事故による精神的な被害から立ち直ることができるようにするため、交通事故被害者に接する立場にあ

る者の資質向上や交通事故被害者の自助グループに対する支援を行っている。

春・秋の全国交通安全運動、交通安全フォーラム、交通安全功労者表彰、交通安全ファミリー作文コンクールの実施により、国民の交通安全意識の高揚を図っている。

○達成状況（成果事例）

第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5ヶ年計画の1年目である平成24年には、同計画の道路交通の数値目標（平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下）に対し、24時間死者数、死傷者数ともに前年比減少（▲252人、▲29,466人）となった。

「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」及び「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合」（平成25年3月実施の「共生社会政策に関する意識調査」）については、それぞれ88.2%及び88.7%となりいずれも当年度目標値（90%以上）の達成には至らなかったため、第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。

また、行政事業レビューにおける「アウトカム成果指標が適切に設定されておらず、この成果指標ならば既に目的達成となり、この事業自体必要ない。」との指摘を踏まえ、内閣府の実施する交通安全啓発事業との関係を明確化するため、平成25年度から測定指標「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」を「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」に変更する。

《犯罪被害者等施策》

○事業概要

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者白書を作成している。

第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、地域における関係機関・団体間の連携を促進するためのワークショップ事業、地方公共団体の職員に対する研修等を実施している。また、同計画に基づき、国民理解の増進を図るため、犯罪被害者週間にあわせて、啓発事業を実施している。

○達成状況（成果事例）

- ・平成23年度に関係府省庁が講じた犯罪被害者等施策を犯罪被害者白書において取りまとめ、公表した。
- ・地方自治体との共催により、ワークショップ事業を全国4箇所で開催した。また、地方公共団体職員に対する研修を全国4箇所で開催した。
- ・犯罪被害者週間にあわせた広報啓発事業を全国5箇所で開催した。

《自殺対策》

○事業概要

自殺対策を総合的に推進するため、自殺総合対策会議の運営及び自殺対策基本法に基づく年次報告の作成を行うとともに、自殺防止に資する調査研究等を実施している。

また、国民の正しい理解を深め、自殺防止につなげるため、自殺予防週間（9/10～16）、自殺対策強化月間（3月）等の普及啓発を実施しているほか、自殺対策に携わる人材の育成を目的として、民間団体、地方自治体の担当者向けの研修等を実施している。

○達成状況（成果事例）

自殺総合対策会議の下に置かれた自殺対策推進会議等において自殺総合対策大綱の見直しに向けた要望等のヒアリングを行い、要望等を踏まえて自殺総合対策会議において大綱の見直し案を作成し、平成 24 年 8 月 28 日に新たな大綱を閣議決定した。

また、自殺対策白書のとりまとめによる施策の進捗状況の確認を行うことにより、施策の進捗状況を把握した上で、時宜を得た有効な政策を立案することができた。

我が国における年間の自殺者数は、平成 10 年以来、連続して 3 万人を超える状況が続いていたが、こうした施策の効果もあって、平成 24 年は 15 年ぶりに 3 万人を下回ることができた。

《青年国際交流》

○事業概要

航空機による派遣・招へい事業及び船による多国間交流事業を実施している。

わが国及び諸外国から選抜された参加青年が、世界的な共通課題についての研究・討議、自国文化の紹介などの各種交流活動、産業・文化・教育施設等の視察・意見交換、船内での共同生活、訪問国でのホームステイなどを行っている。参加青年は、各国の代表者として、皇太子殿下の御接見などを賜ったり、各国の元首級等を表敬訪問している。

これまでに、日本青年約 16,000 人、外国青年約 20,000 人が事業に参加し、日本を含む世界 50 カ国以上で事後活動組織が設立され、世界的なネットワークを発展させるとともに、様々な社会貢献活動を行っている。

○達成状況（成果事例）

- ・平成 24 年度の参加青年数は、日本青年 287 人、外国青年 494 人である。
- ・事業終了時に参加青年に対し、「事業参加が青年本人の将来に役立ったか」等についてのアンケートを実施。参加青年の 83%が、事業参加が本人の将来に役立つと回答。(目標値 90%)

《バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策》

○事業概要

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対して、内閣総理大臣表彰又は内閣府特命担当大臣（高齢社会対策又は障害者施策担当）から表彰するとともに、事例集を作成し、ホームページでの公表等により普及を図っている。

○達成状況（成果事例）

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰し、今後の活動を支援するとともに、優れた取組を広く普及することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対する国民の理解の促進、拡充に一定の成果をあげているが、引き続き啓発・広報活動を推進する必要がある。

《定住外国人施策》

○事業概要

日系定住外国人施策推進会議の運営、各省庁における定住外国人施策のとりまとめと推進、推

進状況の把握などを行っている。

各地方自治体における定住外国人施策の実態把握、先進的事例の収集・提供をするとともに、日系定住外国人及びその支援者を対象とした「定住外国人施策ポータルサイト」の運営を行っている。

○達成状況（成果事例）

平成 23 年 3 月に策定された「日系定住外国人施策に関する行動計画」に掲げられた各省庁の取組についてのフォローアップを行い、日系定住外国人施策の推進を図った。

また、東日本大震災を受け、日系定住外国人に対して、必要な情報提供を行うため、定住外国人施策ポータルサイトによる「外国語による電話相談一覧」などの関連情報掲載、支援者向け情報の新設及び携帯電話端末並びにスマートフォンでの利用を可能にする等の対応を行った。

1 2 栄典事務の適切な遂行

（政策の概要）

栄典は、日本国憲法第 7 条に規定された天皇の国事行為であり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。

（成果事例）

栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年閣議報告）等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の発令に努め、おむね目標を達成した。

一般推薦制度に係る内閣府のホームページのアクセス数については、内閣府ホームページのトップページでの告知やインターネットサイトテキスト広告、さらに新聞の突出し広告の手法により、同制度の周知に努めたことで、前年度に比して約 2, 7 0 0 件の増（+ 5. 4 %）となった。今後も訴求効果の高いメディアによる広報に努める。

1 3 男女共同参画社会の形成の促進

（政策の概要）

男女共同参画社会基本法に基づき、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

（成果事例）

（1）男女共同参画社会に関する普及・啓発

広報誌や各種パンフレット、ホームページ、メールマガジン、Facebook 等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。特に Facebook については日頃男女共同参画になじみの薄い人々にも情報が届きやすくなるよう工夫し、ホームページに

についても利便性等を向上させるため、「理工チャレンジ～女子高校生・女子学生の理工系分野への選択～」や「女性の活躍「見える化」サイト」を新設。首相官邸ホームページや政府広報オンライン等との相互リンクも積極的に行い国民への情報伝達を強化することができた。

また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。

広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。

(2) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携

「男女共同参画フォーラム」については、アンケートを反映した講師の選定やパネルディスカッションの話題性づくりなどの改善を行い、より目標に近づく事業実施運営に努めた。

「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」についても、アンケートを反映したプログラムの見直し等を行い、効果的な実施に努めた。

「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」においては、活動テーマを「女性の活躍による経済社会の活性化」「ポジティブ・アクション」「科学技術の分野等における女性の活躍推進」等、関係者の関心の高い喫緊の課題とした。主催・後援団体を複数置き、連携・協議を通じた企画の深化を図ったところ、新規共催団体は着実に増加し、主催団体に複数の連携会議構成団体が含まれる事業や、グループディスカッション等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は肯定的評価が向上する傾向にある。

(3) 国際交流・国際協力の促進

国際会議への出席に当たっては、日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果や国際的動向については、Facebook、ホームページ、メールマガジン及び局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介し、その広報・普及に努めている。

(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化し、女性の人権尊重のための意識啓発を図るため、毎年 11 月 12 日から同月 25 日までの 2 週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。

また、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るためのポスター等を全地方公共団体等に送付するとともに、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップ等を実施し、女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与したと考える。

(5) 女性の参画の拡大に向けた取組

指導的地位に占める女性の割合を平成 32 年（2020 年）までに 30%程度とする政府目標の達成に向けて、まずは、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）において各分野ごとに設定された中間目標を確実に達成することを目指して、同計画に沿って取

組を加速化している。また、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、女性の活躍が中核として位置づけられたこともあり、民間企業や公務分野における女性の活躍状況の「見える化」（可視化）など、分野ごとに実効性のあるポジティブ・アクションの取組をさらに強化している。

(6) 仕事と生活の調和の推進

① 憲章・行動指針の推進

平成 19 年 12 月、仕事と生活の調和推進官民トップ会議（議長：内閣総理大臣（策定時は内閣官房長官））において、政労使の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びその「行動指針」を策定（平成 22 年 6 月に改定）しており、これらに基づき施策を推進している。

② 連携推進・評価部会の運営

仕事と生活の調和連携推進・評価部会や、関係省庁連携推進会議において、「憲章」・「行動指針」に基づく取組の点検・評価を実施するとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心的な場として運営している。

③ ネットワークの構築

企業経営者・管理職等向けのセミナーを開催し、企業においてワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやそのノウハウ等についての理解促進を図るとともに、経営者・管理職等のネットワークの構築を促進している。また、都道府県や政令指定都市の担当者を対象としたセミナーを開催し、各地域における取組を支援している。

さらに、「カエル！ ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、国の施策や調査・統計、周知情報を分かりやすく紹介する等により、仕事と生活の調和を推進するネットワークを構築する。

④ 社会各層への理解促進

仕事と生活の調和の実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめた「仕事と生活の調和レポート」の作成・配布を行うとともに、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を通じて、「カエル！ ジャパン」キャンペーンの下、シンボルマークやキャッチフレーズを作成し、先進企業・団体の紹介等を行うなど、労使、国、地方公共団体、国民各層への理解促進を図る等の取組を進めている。

⑤ 調査・研究

「行動指針」に基づく数値目標の達成に向けて、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のための啓発のあり方について調査・研究し、その結果を周知することで企業における意識啓発の取組を促進する。

(7) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業

岩手県、宮城県及び福島県に臨時相談窓口を設置し、面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けている。また、県外避難者の多い福島県は電話相談も実施している。

1.4 食品の安全性の確保

(政策の概要)

食品安全基本法に基づき、食品健康影響（リスク）評価（農薬、食品添加物、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等）を実施するとともに、関係者（消費者や報道関係者等）との情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）に積極的に取り組んでいる。

平成25年度においては、BSE対策の見直し（我が国検査対象月齢の引き上げ）、食品中のリステリア・モノサイトゲネス、食品中のヒ素等に関する評価結果を取りまとめるとともに、食品安全委員会委員による連続講座の実施、委員会英文電子ジャーナルの発刊、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（食品安全委員会 Facebook ページ）の活用等、国内外に向けて新たな情報発信の取組みを実施した。

また、同年7月には委員会設立10周年記念事業として、海外の国際機関、歴代の委員会委員等を招いた「国際共同シンポジウム」を開催した。

個別施策の概要は以下のとおりである。

(1) 食品健康影響評価

平成25年度は、リスク管理機関から各分野計228案件について評価要請があり、前年度までに評価要請があったものを含めて、252案件（自ら評価2案件含む）についてリスク管理機関に評価結果を通知した。

(2) 食品健康影響評価技術研究

平成25年度には、5課題の新規研究課題を決定したほか、継続課題及び完了課題に係る中間評価及び事後評価を実施した。また、研究成果発表会などによる研究成果の普及を行った。

(3) リスクコミュニケーション

平成25年度は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関、地方公共団体等とも連携して、計50回の意見交換会を実施した。具体的には、BSE対策の見直しや食品中の放射性物質等をテーマとした意見交換会に加え、消費者団体と連携した意見交換会やワークショップ、小学校高学年を対象としたジュニア食品安全ゼミナールなどの開催、地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を95回行った。

(4) 緊急時対応

冷凍食品への農薬混入事案（25年12月）や浜松市におけるノロウイルス集団食中毒（26年1月）等の事案に対処するため、関係行政機関と連携を取りながら、ホームページによるハザード情報等の提供を行った。

特に、冷凍食品への農薬混入事案については、事案の発覚後速やかに、農薬マラチオンの国際機関（JMPR）におけるADI（一日摂取許容量）、ARfD（急性参照用量）等の科学的知見を関係省庁に提供するとともに、事業者による毒性の見解に対する懸念を厚生労働省に伝達した。さらに農薬マラチオンの概要をホームページ掲載するとともに、全国約1万人の会員にメールマガジンを配信し、情報提供を行った。

このほか、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査、食品安全モニター事

業、ホームページや季刊誌「食品安全」等を通じた情報提供、緊急時対応訓練等、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、食品の安全性の確保に関する調査などを着実に推進した。

1.5 公益法人制度改革等の推進

(政策の目的)

- ・新公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
- ・新公益法人制度(※)の目指す「民による公益活動の増進」の実現

(※)旧民法法人制度においては、主務官庁の自由裁量の下で法人の設立の許可と公益性の判断が一体として行われたことから、その不透明性等が指摘された。その反省に立ち、法人設立は準則主義により登記のみで可能とし、公益性の判断については、法定された認定基準に基づいて民間有識者で構成される合議体が行う新たな公益法人制度が導入された。

(政策の概要)

- ・早期の移行申請の促進と柔軟かつ迅速な審査

特例民法法人(旧民法法人)は平成25年11月末までの移行期間中に新制度への移行を申請する必要がある。このため、移行を希望するすべての法人が移行期間内に申請できるよう、各特例民法法人に対して新制度に関する情報発信や各種相談会を開催するなどの申請サポートに取り組む。

法人からの申請に対しては、申請内容の確認する事項について本質的なものを中心にするなど柔軟かつ迅速な審査を行う。

また、移行した法人からの定期提出書類の適切な確認等によって法人の適正な運営の確保を図る。

(成果事例)

平成25年度は11月末をもって移行期間終了となるため、民間の専門家を活用した相談会(17回(うち被災三県を含む地方開催7回))や窓口相談(月平均約100コマ)の開催、ホームページ「公益法人 information」などの広報媒体等の活用により、早期の移行申請を積極的に呼びかけた。この結果、388件の移行申請等が行われた。

審査については、申請から4か月を目標に、柔軟かつ迅速な審査を実施し、平成25年度中に452法人の移行手続きを終えた。

25年度の監督対象となる約4,200法人に対して、必要な報告徴収の実施や事業報告等の適切な提出を督促するなど適切な監督を実施した。これにより、結果として命令及び認定の取消等といった不利益処分を課した事例はなかった。

1.6 経済社会総合研究の推進

(1) 経済社会活動の総合的研究

(政策の概要)

政策と理論の橋渡しを担う内閣府のシンクタンクとして、政策判断の基礎的材料を提供し、経

済財政政策の企画・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行うことを目的に、経済理論その他これに類する理論を用いて、(i)経済社会の政策課題に対応した実証研究、事例研究、マクロ計量経済モデル等政策分析ツールの開発などの各種研究プロジェクトを推進するとともに、(ii)景気動向指数、機械受注統計調査、消費動向調査等の各種景気統計の作成を行っている。

(成果事例)

「ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数」、「景気指標に関するHPへのアクセス件数」は前年度の水準に概ね達しており、当研究所の研究成果及び景気指標に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。また、「ESRI -経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、参加者の評価が目標を上回り、引き続き高い評価が得られているものと考えられる。

(2) 国民経済計算

(政策の概要)

政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的として、国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別 GDP 速報 (QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行い、国民経済計算関連統計を作成・整備している。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。

(成果事例)

我が国の経済状態を定量的に映し出し、景気動向の把握や政策効果の有効性の判断など、政策基盤の材料として様々な方面で活用される国民経済計算関連統計及びその作成方法、利用上の注意等の情報をガイドラインに従って、予定通りに作成・公表することができた。

(3) 人材育成、能力開発

(政策の概要)

経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図ること及び経済の重要問題についての分析能力を養うことを目的として、内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施している。また、研究所が有する国民経済計算 (SNA) 統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とした SNA 研修を実施している。

(成果事例)

研修員からの研修に対するアンケート結果の満足度は 92.9%で、引き続き高い評価を得た。

1.7 迎賓施設の適切な運営

(政策の概要)

(1) 迎賓施設の適切な運用

国公賓等の接遇は、「迎賓館の運営大綱について」(昭和 49 年 7 月 9 日閣議了解)に基づき、国公賓・公賓・公式実務賓客をはじめ、国会及び最高裁の賓客の接遇を行うこととなっている。

京都迎賓館については、国公賓等の接遇のほか国の機関、地方公共団体等が催す招宴その他の

接遇等について「京都迎賓館の使用について」（平成 17 年 3 月 16 日内閣総理大臣決定）に基づき、使用に供している。

（2）迎賓施設の管理・運営の効率化

施設の整備・維持管理については、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を確実に実施するとともに、効率的な維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施している。

（3）参観の適切な実施

迎賓館では、迎賓施設の役割、接遇についての国民の理解を深めることを目的に、毎年、国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施している。

（接遇等の実績）

平成 25 年度においては、赤坂迎賓館において 8 回、京都迎賓館において 5 回の接遇を行っている。

また、参観について、平成 25 年度、赤坂迎賓館では 8 月 22 日（木）から 8 月 31 日（土）までの 10 日間で定員 2 万人、京都迎賓館では 8 月 27 日（火）から 9 月 5 日（木）までの 10 日間で定員 1 万 3 千人の参観をそれぞれ実施した。

（成果事例）

接遇については、13 回（赤坂 8 回、京都 5 回）となった。また、賓客の安全対策に対応した適切な警備を確実に実施し、いずれの接遇においても感謝の意を表されるなど高い評価をいただいていると考えられ、賓客の満足を得ることができたと考えられるところ。

また、参観については、適切な実施により 3 万 3 千人（赤坂 2 万人、京都 1 万 3 千人）の参観者を得たところ、参観者（赤坂、京都）等へのアンケートにおいては、90%以上の方が満足したとの回答が得られた。

1 8 北方領土問題の解決の促進の確保

（政策の概要）

北方領土問題に関する国民世論の啓発を図るため、広報・啓発活動を実施する。また、北方四島交流等事業（四島交流事業、北方領土墓参事業、自由訪問事業）を実施する。さらに、北方地域元居住者等に対する援護。

主な取組事項・・・国民世論への啓発事業

北方領土返還要求運動の推進及びこのための在るべき啓発手法の調査・検討、北方領土教育機会の拡充及び北方領土隣接地域における啓発活動の充実による返還運動の活性化について取り組んでいる。

返還要求運動は幅広い年齢層への普及・啓発が必要であるが、特に次代を担う若い世代への啓発や教育の拡充を推進してきたところ、啓発イベント等では一定の参加者・来場者を動員し、修学旅行誘致事業では修学旅行生が年々増加するなどの成果を上げている。

1 9 国際平和協力業務等の推進

(政策の概要)

(1) 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく、国連平和維持活動への協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動への協力の実施、人道的な物資協力の実施

(2) 国際平和協力研究員による研究活動等の実施

(成果事例)

平成 24 年度においては、UNDOF (国連兵力引き離し監視隊)、UNMISS (国連南スーダン共和国ミッション)、MINUSTAH (国連ハイチ安定化ミッション)、UNMIT (国連東ティモール統合ミッション) に引き続き要員を派遣した。(UNMIT への要員派遣については、平成 24 年 9 月に、UNDOF 及び MINUSTAH への要員派遣については、平成 25 年 2 月に任務を完了し帰国した。)

また、MINUSTAH に係る物資協力、スーダン難民に係る物資協力、UNDOF に係る物資協力を実施した。

国際平和協力隊の派遣については、各ミッションにおいて、適切に業務を行い、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。また、各ミッションに対する我が国の協力について、国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。

物資協力についても、適時適切に実施することにより、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。また、国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。

20 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

(政策の概要)

各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等で審議を行い、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行っているほか、各国アカデミーとの連携及び代表派遣等を通じた国際学術団体への貢献や、学術フォーラム等公開講演会の開催による科学の役割の普及・啓発、科学者間ネットワークの構築に寄与するため全国 7 ブロックでの地区会議の開催などの活動を行っている。

(成果事例)

・政府・社会等に対する提言等

東日本大震災への対応については、新たに分科会を追加設置して、7 つの分科会で審議を継続し、公開シンポジウム等を開催。

また、文部科学省研究振興局長からの審議依頼に対し、回答「国際リニアコライダー計画に関する所見」(平成 25 年 9 月 30 日公表) を取りまとめた。

さらに、科学研究における健全性の向上に関する取組については、昨今の研究活動における不正行為等の事案の発生を踏まえ、提言「研究活動における不正の防止策と事後措置ー科学の健全性向上のためにー」(平成 25 年 12 月 26 日)、提言「我が国の研究者主導臨床試験に係る問題点と今後の対応策」(平成 26 年 3 月 27 日) 等を公表した。さらに、文部科学省からの審議依頼「研

究活動における不正行為への対応等に関する審議について」を受け、現在回答に向けて審議を行っている。

・各国アカデミーとの交流等の国際的な活動

ICSU（国際科学会議）等の主要な国際学術団体に加入し、これらの国際学術団体の総会、理事会を含め、学術上重要な国際会議等に会員等の代表を派遣したほか、G8 各国等の学術会議と共同で、G8 サミットを含む首脳会合に向けた共同声明「持続可能な開発の促進：科学・技術・イノベーションの役割」、「病原微生物の薬剤耐性問題：人類への脅威」を取りまとめた。

また、各学術分野において特に重要と認められる国際会議を閣議口頭了解を得て国内学術研究団体と共同で開催したほか、世界各国のアカデミーや国際的な科学者コミュニティから幅広い分野の優れた研究者の参加を得て、アジアからの視点をテーマに持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議を開催するとともに、アジアにおける国際活動として、第13回アジア学術会議を開催国タイの学術機関と共同で開催した。

・科学の役割についての普及・啓発

学術の成果を国民に還元するための活動として、日本学術会議主催の学術フォーラムを開催したほか、協力学術研究団体等との連携のもとに、各種の学術上の問題を捉えて積極的にシンポジウム等を開催した。

・科学者間ネットワークの構築

地域の科学者と意思疎通を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの地区会議を組織しており、この地区会議において、地域社会の求める情報に即したテーマを設定した学術講演会や各地域の科学者との懇談会などの活動を実施した。

2.1 官民人材交流センターの適切な運営

（政策の概要）

（1）国家公務員の離職後の就職の援助

①官民人材交流センターによる再就職あっせん

平成19年の国家公務員法改正により、各府省による再就職のあっせんは禁止され、再就職のあっせんは官民人材交流センターに一元化された。ただし、官民人材交流センターによる再就職あっせんは、平成21年9月以降、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合（平成25年度においては、対象者はいなかった）を除き、行っていない。

②民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

早期退職募集制度の施行に併せて、平成25年10月から、一般職国家公務員について、早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、再就職支援を実施している。同支援は、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に委託して実施している。

（2）官民の人材交流の円滑な実施のための支援

総務省及び人事院並びに経済3団体との協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」

において、民間企業向け説明会を開催するなどして（平成 25 年度においては、5 都市で 6 回開催）、国と民間企業の人事交流（現役）を推進している。

2.2 公正かつ自由な競争の促進

（政策の概要）

公正取引委員会は、経済活動における公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法を執行しており、違反行為があった場合には、それを速やかに取り除くよう必要な排除措置命令、また、価格等のカルテルや私的独占が行われた場合には課徴金納付命令などの措置を行い、競争秩序をいち早く回復できるよう務めている。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対する措置等を行っている。

さらに、国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会の形成を目指して、規制改革を推進するとともに競争政策の積極的な展開を図るための基盤整備に取り組んでいる。独占禁止法より一層の充実化への取組、規制改革への調査・提言、競争制限的な行政指導の改善、民民規制への対応などの活動を行うとともに、競争政策に関する国際協力にも力を入れている。

（各政策における事業概要）

（1）独占禁止法違反行為に対する措置等

・独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

・審判手続

公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判請求が行われた場合には、審判手続を適切に運用し、審決を行う。

・企業結合の迅速かつ的確な審査

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、届出等に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

（2）下請法違反行為に対する措置等

・下請法の的確な運用

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第 7 条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。また、下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

・取引慣行等の適正化

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、

相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

(3) 競争政策の広報・広聴等

・競争政策の広報・広聴

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

・海外の競争当局等との連携の推進

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

・競争的な市場環境の創出

研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

大規模な書面調査の実施等により消費税の転嫁拒否等の行為について情報収集を行い、転嫁拒否等の行為の疑いがある場合には立入検査等の調査を実施し、違反行為が認められた事業者に対しては消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処する（勧告又は指導）。また、転嫁拒否等の行為を未然に防止するため、事業者等に対する広報や説明会の開催等により、消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発を図る。

23 市民生活の安全と平穏の確保

(政策の概要)

・総合的な犯罪抑止対策の推進

犯罪を未然に防止するための各種対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

・地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化

地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。

・良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止

経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。

24 犯罪捜査の的確な推進

(政策の概要)

・重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上

国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪（注1）・重要窃盗犯（注2）の検挙に向けた取組を推進する。

注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ

注2：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり

・政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。

・振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺（注）の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。

注：特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む）の総称であり、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）、未公開株・社債や外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等である。

・科学技術を活用した捜査の更なる推進

科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。

・被疑者取調べの適正化の更なる推進

警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。

2.5 組織犯罪対策の強化

(政策の概要)

・暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化

暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与し、銃器発砲事件を引き起こすほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、銃器の押収、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。

・来日外国人犯罪対策の強化

犯罪のグローバル化が急速に進み、治安に対する重大な脅威となっていることから、外国人犯罪の取締りの強化、外国人犯罪組織の実態解明の推進、国内関係機関及び外国治安機関等との連

携強化等を図り、来日外国人犯罪対策を推進する。

2.6 安全かつ快適な交通の確保

(政策の概要)

・歩行者・自転車利用者の安全確保

全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は増加傾向にあることなどから、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。

・運転者対策の推進

飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。

・道路交通環境の整備

社会資本整備重点計画（24年8月31日閣議決定：計画期間24年度～28年度）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。

2.7 国の公安の維持

(政策の概要)

・重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

的確な警備措置を講じることにより、重大テロ事案等（注1）を含む警備犯罪（注2）の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。

注1：国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等

注2：国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪

・大規模自然災害等の重大事案への的確な対処

的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。

・対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。

2.8 犯罪被害者等の支援の充実

(政策の概要)

・犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。

29 安心できる IT 社会の実現

(政策の概要)

・情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

IT が国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を進めることにより、安心できる IT 社会を実現する。

30 特定個人情報の適正な取扱いの確保

(政策の概要)

特定個人情報保護委員会は、国民生活にとっての個人番号（マイナンバー）その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務としている。

特定個人情報保護委員会は、上記任務を達成するため次の施策を実施している。

(1) 特定個人情報保護評価の推進

・評価実施機関が特定個人情報保護評価を適切に実施するために、特定個人情報保護評価に係る規則や指針の策定を行うとともに、評価実施機関が作成した特定個人情報保護評価書について審査・承認、確認及び公表が適切に行われるようにする。

(2) 特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力

・特定個人情報の保護措置や保護のための取組について広報を行うことにより、国民の理解の向上を図りつつ、関係機関向けに制度の周知を図ることで、円滑に制度運用を開始させる。また、各国や国際機関と連携し、情報交換を行うことにより、番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢を把握し、国際的な協力関係を構築する。

(3) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

・特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を担保する。

31 経済成長の礎となる金融システムの安定

(政策の概要)

(1) 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。このため、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、

金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証などを着実に進めた。

(2) 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、その安定性が確保される必要がある。このため、国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行うなどの取組みを進めた。

(3) 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。このため、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなどの取組みを行った。

3.2 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

(政策の概要)

(1) 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実など周辺環境整備を図る必要がある。このため、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めた。

(2) 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められていることから、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。このため、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくことを強く促した。また、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めた。

(3) 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

少子高齢化が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。このため、平成26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から必要な制度・環境整備を着実に進めた。

3.3 公正・透明で活力のある市場の構築

(政策の概要)

(1) 市場インフラの整備のための制度・環境整備

清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市

場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素であり、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築する必要がある。このため、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換や、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラ構築のための制度・環境整備を着実に進めた。

(2) 市場機能の強化のための制度・環境整備

我が国の市場について、その公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供される必要がある。このため、総合取引所創設のための法律及び関係政府令等の施行、投資法人に関する規制の見直しのための関係政府令等の施行、「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の策定・公表などを着実に進めた。

(3) 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上のために必要である。このため、インサイダー取引規制について関係法令を整備し、自主規制機関等と連携して自主規制規則の見直しなどの取組みを進めた。

(4) 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

市場仲介機能が適切に発揮されるよう、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る必要がある。このため、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対する行政処分など金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進め、パーゼルⅢの開示規制に対応するため証券会社の自己資本比率規制に係る告示を改正するなどの取組みを行った。

(5) 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分などの取組みを行った。

3 4 横断的施策

(政策の概要)

(1) 国際的な政策協調・連携強化

国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献する必要がある。このため、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化した。

(2) アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

日本の成長強化のためには、アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済

成長に取り込む必要がある。このため、金融協議等を積極的に開催し、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど連携を大幅に強化し、アジアの金融インフラ整備支援などの取組みを進めた。

(3) 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。このため、法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上、官民による持続的な対話を通して、環境の整備を着実に進めた。

(4) 金融行政についての情報発信の強化

透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していくため、引き続き情報発信を強化していく必要がある。このため、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行った。

(5) 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

金融リテラシーは、金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて生活の質の向上につながるなど、その向上が重要である。このため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、当会議を通じて、関係者の間で適切な役割分担を行い、全体の取組みをフォローしながら、金融経済教育の推進に取り組んだ。また、最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の具体化等を行った。

3 5 消費者政策の推進

(政策の概要)

消費者庁は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行う」任務を担っており、消費者政策を推進している。

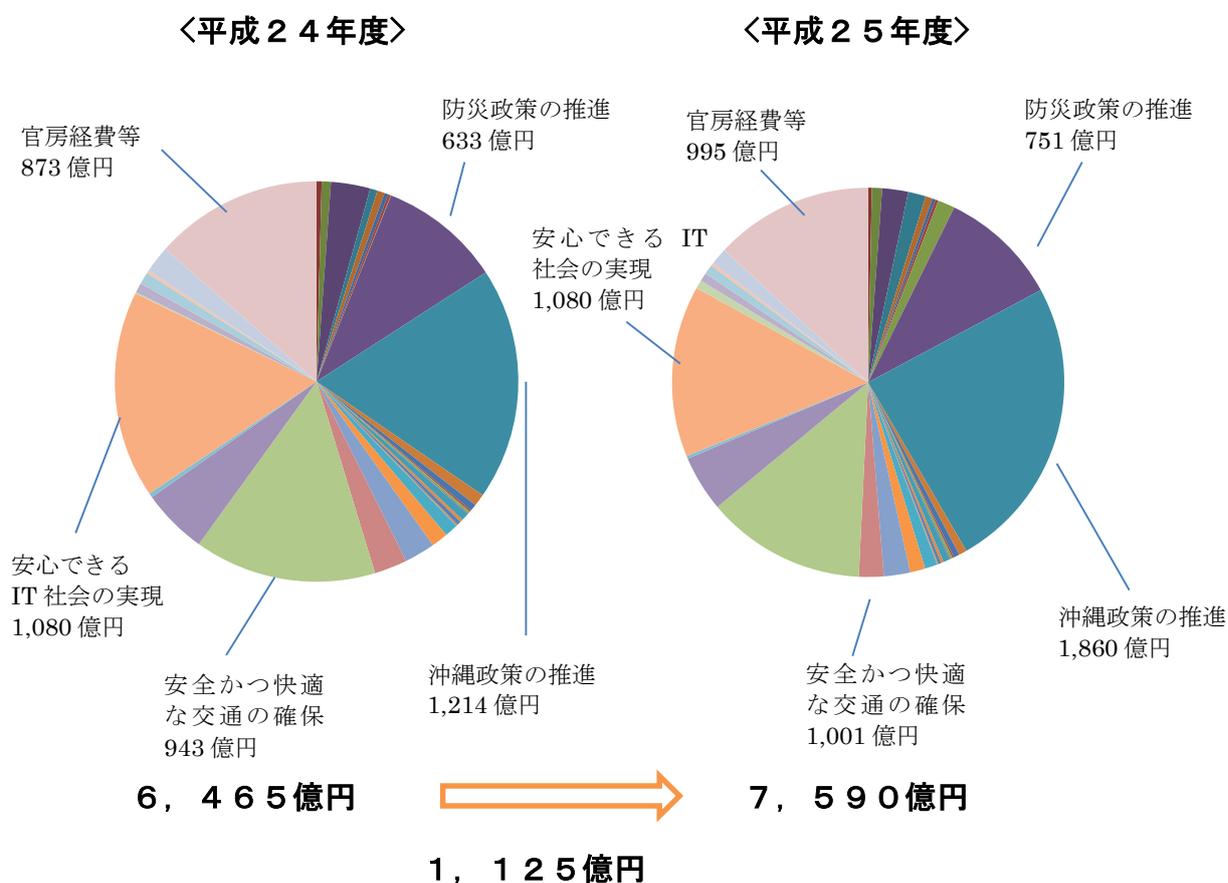
政策別コスト情報とは

政策別コスト情報は、より一層の財務情報の充実を図るため、平成 21 年度より各府省において作成・公表されているものです。省庁別財務書類の業務費用計算書において人件費などの形態別に表示されている費用を、各府省庁の政策評価項目毎に配分して表示したセグメント情報として作成しています。

さらに、政策別コスト情報ではフローの情報だけではなく、政策によっては各府省庁が保有する資産を活用して事務事業を行っているもののほか、政策にかかるコストとして算入された減価償却費についても基となる資産があることから、政策に関する主な資産（負債）をストック情報として表示しています。政策別のストックの情報については、43 頁を参照してください。

業務費用計算書については、49 頁も参照してください。

～政策別コストの前年度比較～



政策別コストの経費別内訳概要

(単位：億円)

区 分	合計	経 費							
		人件費等	補助金等	委託費	(独)運営 費交付金	庁費等	減価償却 費	貸倒引当 金繰入	その他
1 適正な公文書管理の実施	22	1	0	0	19	0	-	-	0
2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	63	3	-	0	-	58	-	-	1
3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	162	0	-	159	-	1	-	-	0
4 原子力災害対策の充実・強化	110	-	110	-	-	-	-	-	0
5 経済財政政策の推進	43	21	5	0	-	15	-	-	1
6 地域活性化の推進	20	0	11	0	-	0	-	-	7
7 科学技術政策の推進	18	8	-	4	-	5	-	-	0
8 宇宙開発利用に関する施策の推進	106	0	-	103	-	3	-	-	0
9 防災政策の推進	751	10	675	36	-	27	-	-	1
10 沖縄政策の推進	1,860	9	998	2	-	4	-	-	845
11 共生社会実現のための施策の推進	49	8	16	0	-	11	-	-	13
12 栄典事務の適切な遂行	36	7	-	0	-	29	-	-	0
13 男女共同参画社会の形成の促進	10	5	-	0	-	2	-	-	2
14 食品の安全性の確保	13	7	-	1	-	4	-	-	0
15 公益法人制度改革等の推進	5	2	-	0	-	2	-	-	0
16 経済社会総合研究の推進	42	26	-	0	-	14	-	-	0
17 迎賓施設の適切な運営	16	5	-	0	-	10	-	-	0
18 北方領土問題の解決の促進の確保	15	0	1	-	12	0	0	-	0
19 国際平和協力業務等の推進	4	2	-	-	-	2	0	-	0
20 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	4	-	-	-	-	0	-	-	3
21 官民人材交流センターの適切な運営	2	1	-	-	-	0	-	-	0
22 公正かつ自由な競争の促進	77	61	-	-	-	7	0	0	7
23 市民生活の安全と平穩の確保	94	30	19	-	-	18	19	-	7
24 犯罪捜査の的確な推進	164	49	31	-	-	36	32	-	13
25 組織犯罪対策の強化	155	49	31	-	-	29	32	-	12
26 安全かつ快適な交通の確保	1,001	20	234	-	-	75	13	-	657
27 国の公安の維持	351	74	154	-	-	53	49	-	20
28 犯罪被害者等の支援の充実	17	1	1	-	-	0	1	-	13
29 安心できるIT社会の実現	1,080	348	222	-	-	201	220	-	87
30 特定個人情報の適正な取扱いの確保	0	-	-	-	-	0	-	-	0
31 経済成長の礎となる金融システムの安定	53	40	-	-	-	8	0	-	3
32 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	52	41	1	-	-	8	-	-	1
33 公正・透明で活力のある市場の構築	61	40	-	0	-	16	0	-	2
34 横断的施策	17	13	-	-	-	2	-	-	1
35 消費者政策の推進	106	19	27	0	41	16	0	-	1
官房経費等	995	412	0	0	-	227	208	-	146
コスト計	7,590	1,326	2,543	310	73	899	579	0	1,857

・単位未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。

・単位未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

【25年度政策別コスト情報 会計別内訳】

(単位：億円)

区 分	一般会計	交付税及び譲与税 配付金特別会計 (交通安全対策特 別交付金勘定)	エネルギー対策特 別会計 (電源開発促進勘 定)	東日本大震災復 興特別会計	相殺消去	政策別計
1 適正な公文書管理の実施	22	-	-	0	-	22
2 政府広報・広聴による政府施 策の理解、協力の促進	61	-	-	2	-	63
3 遺棄化学兵器廃棄処理事業 の推進	162	-	-	-	-	162
4 原子力災害対策の充実・強 化	164	-	44	11	110	110
5 経済財政政策の推進	40	-	-	3	-	43
6 地域活性化の推進	20	-	-	0	-	20
7 科学技術政策の推進	18	-	-	-	-	18
8 宇宙開発利用に関する施策 の推進	106	-	-	-	-	106
9 防災政策の推進	59	-	-	692	-	751
10 沖縄政策の推進	1,860	-	-	1	1	1,860
11 共生社会実現のための施策 の推進	49	-	-	-	-	49
12 栄典事務の適切な遂行	36	-	-	-	-	36
13 男女共同参画社会の形成の 促進	9	-	-	0	-	10
14 食品の安全性の確保	13	-	-	-	-	13
15 公益法人制度改革等の推進	5	-	-	-	-	5
16 経済社会総合研究の推進	42	-	-	-	-	42
17 迎賓施設の適切な運営	16	-	-	-	-	16
18 北方領土問題の解決の促進 の確保	15	-	-	-	-	15
19 国際平和協力業務等の推進	4	-	-	-	-	4
20 科学に関する重要事項の審 議及び研究の連絡	4	-	-	-	-	4
21 官民人材交流センターの適 切な運営	2	-	-	-	-	2
22 公正かつ自由な競争の促進	77	-	-	-	-	77
23 市民生活の安全と平穏の確 保	99	-	-	0	5	94
24 犯罪捜査の的確な推進	171	-	-	1	8	164
25 組織犯罪対策の強化	162	-	-	1	8	155
26 安全かつ快適な交通の確保	350	652	-	1	3	1,001
27 国の公安の維持	363	-	-	1	12	351
28 犯罪被害者等の支援の充実	17	-	-	0	-	17
29 安心できるIT社会の実現	1,069	-	-	10	-	1,080
30 特定個人情報の適正な取扱 いの確保	0	-	-	-	-	0
31 経済成長の礎となる金融シ ステムの安定	53	-	-	-	-	53
32 利用者の視点に立った金融 サービスの質の向上	50	-	-	1	-	52
33 公正・透明で活力のある市 場の構築	61	-	-	-	-	61
34 横断的施策	17	-	-	-	-	17
35 消費者政策の推進	106	-	-	3	-	106
官房経費等	995	-	-	5	-	995
コスト計	6,305	652	44	738	150	7,590

・単位未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。

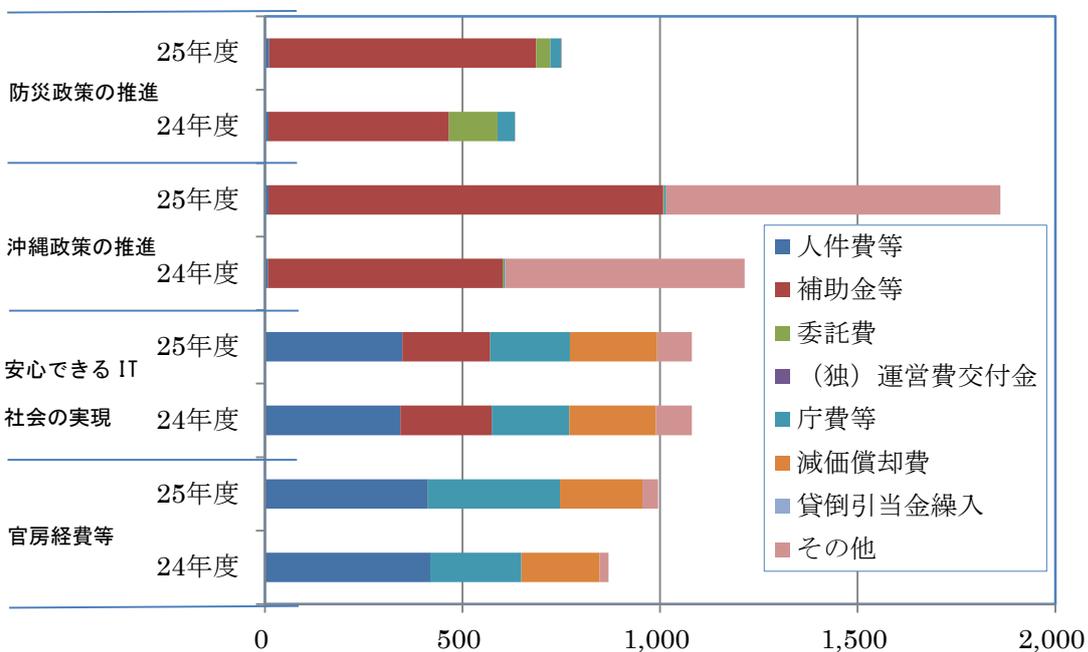
・単位未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

～政策別コストの経費別 前年度比較～

＜ 沖縄政策の推進のコストが増加 ＞

- ・沖縄政策の推進において、沖縄振興に資する事業等の実施に要する経費に充てるための交付金の増加（442 億円）等により、前年度比1, 125 億円とコストが増加しました。

（単位：億円）



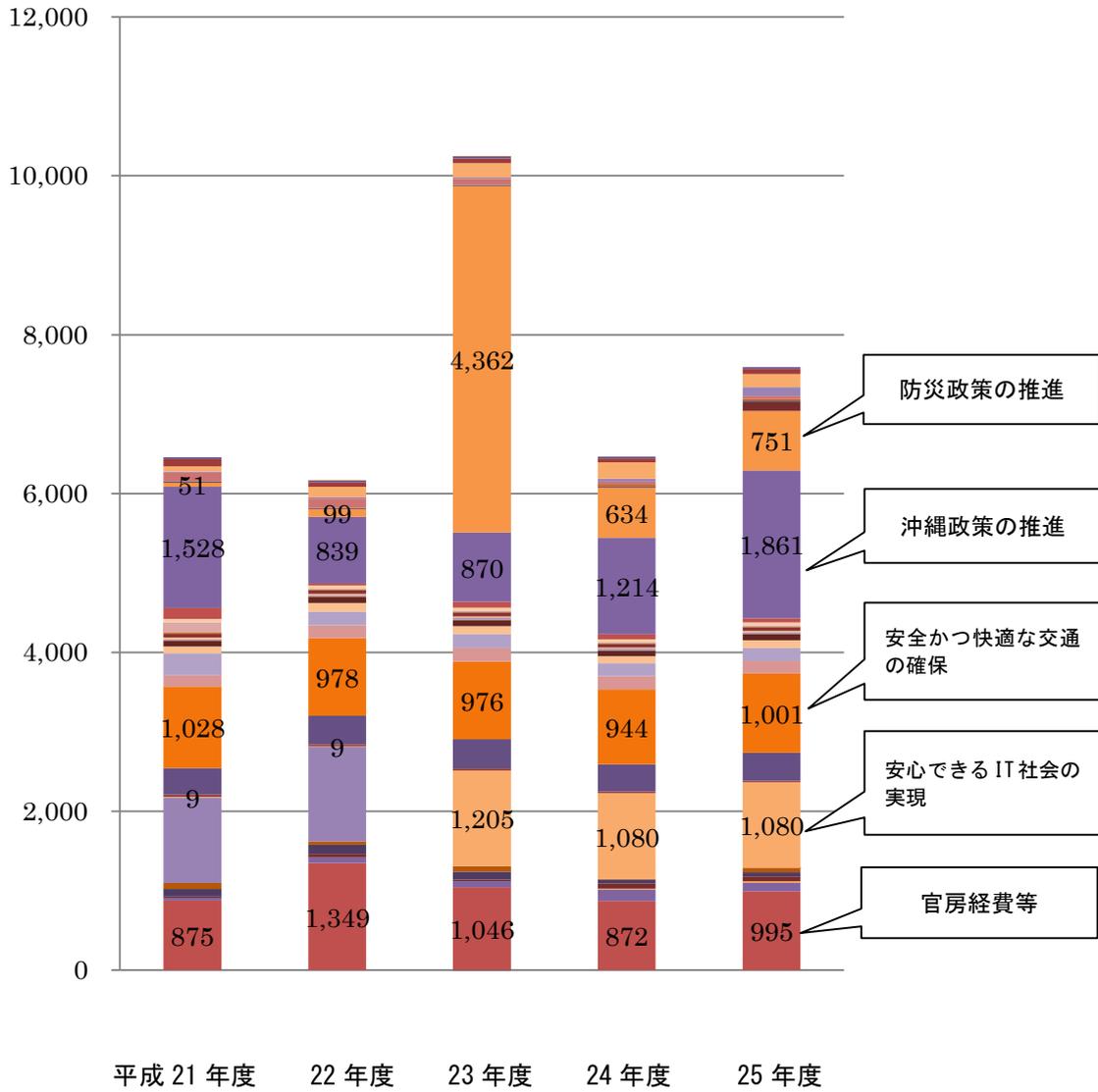
主な政策コスト (24' →25')

（単位：億円）

区 分	24年度	25年度	対前年度 (増▲減)	主な増▲減要因
防災政策の推進	633	751	117	補助金等の増
沖縄政策の推進	1,214	1,860	646	補助金等の増
安心できる IT 社会の実現	1,080	1,080	▲0	
官房経費等	872	995	122	庁費等の増

～政策別コストの推移～

(単位：億円)

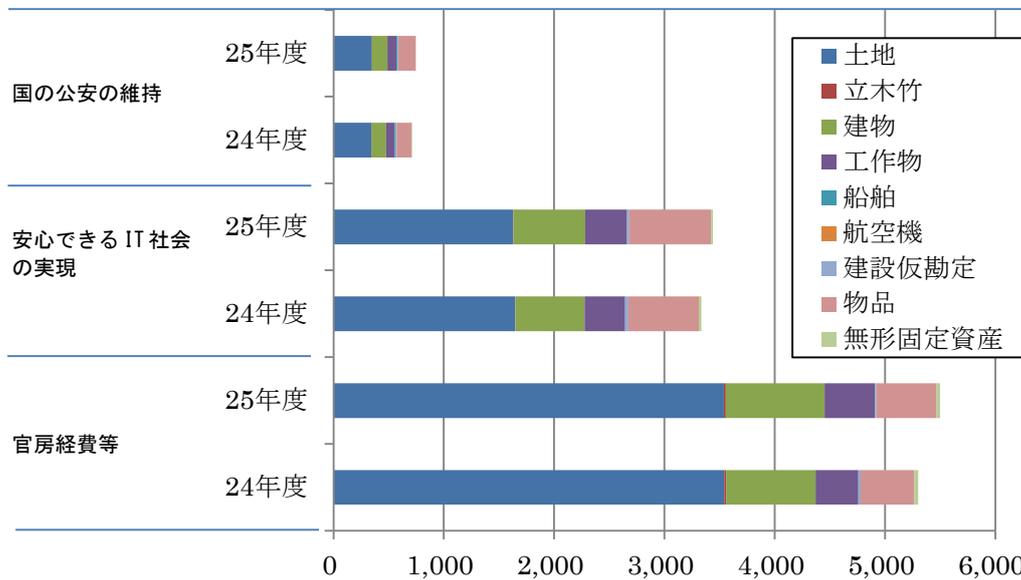


～政策別のストック情報の前年度比較～

➤ 平成 25 年度末における政策に関連する主な資産等

- ・ 内閣府においては、各政策に関連付けが不可能又は困難な資産（負債）が多いことから、官房経費等に一括計上している土地、建物などの有形固定資産が主なものとなっており、物品等が増加しています。

（単位：億円）



主な政策に関連するストック (24' →25')

（単位：億円）

区分	24年度	25年度	対前年度(増▲減)	主な増▲減要因
国の公安の維持	712	749	36	物品等の増
安心できる IT 社会の実現	3,335	3,440	105	物品等の増
官房経費等	5,300	5,499	199	建物等の増

省庁別財務書類とは

省庁別財務書類は、内閣府のこれまでの予算執行の結果である資産や負債などのストックの状況、当該年度の費用や財源などのフローの状況といった財務状況を一覽でわかりやすく開示する観点から企業会計の考え方及び手法（発生主義、複式簿記）を参考として、平成14年度決算分より作成・公表しているものです。

省庁別財務書類においては、一般会計及び特別会計を合算した「省庁別財務書類」のほか、参考として各省庁の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人などを連結した「省庁別連結財務書類」も作成・公表しています。

貸借対照表（平成25年度末）

（単位：十億円）

	前年度 （平成25年3月31日）	25年度 （平成26年3月31日）		前年度 （平成25年3月31日）	25年度 （平成26年3月31日）
<資産の部>			<負債の部>		
貸付金	9	51	未払金	4	37
有形固定資産	1,028	1,073	賞与引当金	7	8
国有財産（公共用財産除く）	905	927	退職給付引当金	208	187
物品	123	146	その他の負債	8	31
無形固定資産	8	8			
出資金	105	103	負債合計	227	264
その他の資産	14	19	<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	938	991
資産合計	1,166	1,256	負債及び資産・負債差額合計	1,166	1,256

業務費用計算書（平成25年度）

（単位：十億円）

	前年度 （自平成24年4月1日） （至平成25年3月31日）	25年度 （自平成25年4月1日） （至平成26年3月31日）
人件費	112	113
退職給付引当金等繰入額	19	18
補助金等	188	254
交通安全対策特別交付金	67	64
委託費等	35	33
運営費交付金	6	7
特別会計への繰入	60	84
庁費等	80	89
減価償却費	56	57
資産処分損益	△ 2	1
その他	21	32
業務費用合計	646	759

～省庁別財務書類（内閣府）の概要～

内閣府の省庁別財務書類においては、一般会計及び特別会計（交付税及び譲与税配付金特別会計（交通安全対策特別交付金勘定）、エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定）、東日本大震災復興特別会計）を合算して作成しています。

また、ここでは、「貸借対照表」と「業務費用計算書」を中心に説明していますが、省庁別財務書類においては、このほか、資産・負債差額の増減を要因別に表している「資産・負債差額計算書」、財政資金の流れを決算を組み替えて区分別に明らかにしている「区分別収支計算書」、さらに各計算書の附属明細書も作成しています。

詳細については、別途公表している「省庁別財務書類」、「特別会計財務書類」をご参照ください。

～貸借対照表のポイント～

（資産）

- 貸付金は、地方公共団体への災害援護貸付金 450 億円及び総合研究開発機構への無利子貸付金 62 億円を計上しています。
- 有形固定資産については、1兆738 億円と金額も大きく資産総額の約 8.5 割を占めていますが、これは、主に庁舎敷地等に係る土地、建物、工作物などの国有財産（9,276 億円）及び車両、事務機器などの物品（1,461 億円）を計上しています。
- 出資金は、特殊法人沖縄振興開発金融公庫及び認可法人預金保険機構、並びに国民生活センターなどの独立行政法人に対する出資金です。

（負債）

- 退職給付引当金については、1,878 億円と負債総額の約 7 割を占めています。これは、退職手当、共済年金の整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金です。

（その他）

- 資産合計は、有形固定資産に取得に係る増加 1,264 億円等により有形固定資産が対前年度 +451 億円となった影響を受け、対前年度末比 +901 億円となりました。
- 負債合計は、未払金が対前年度 +337 億円となった影響を受け、対前年度 371 億円の増加となりました。

～業務費用計算書のポイント～

○業務費用計算書は、政策別コスト情報の経費を国の予算・決算の科目に対応した形態別に表示している計算書です。

(業務費用)

○職員の給与等である人件費が1,137億円と業務費用合計額の1.4割を占め、補助金等につきコストがかかっています。

(その他)

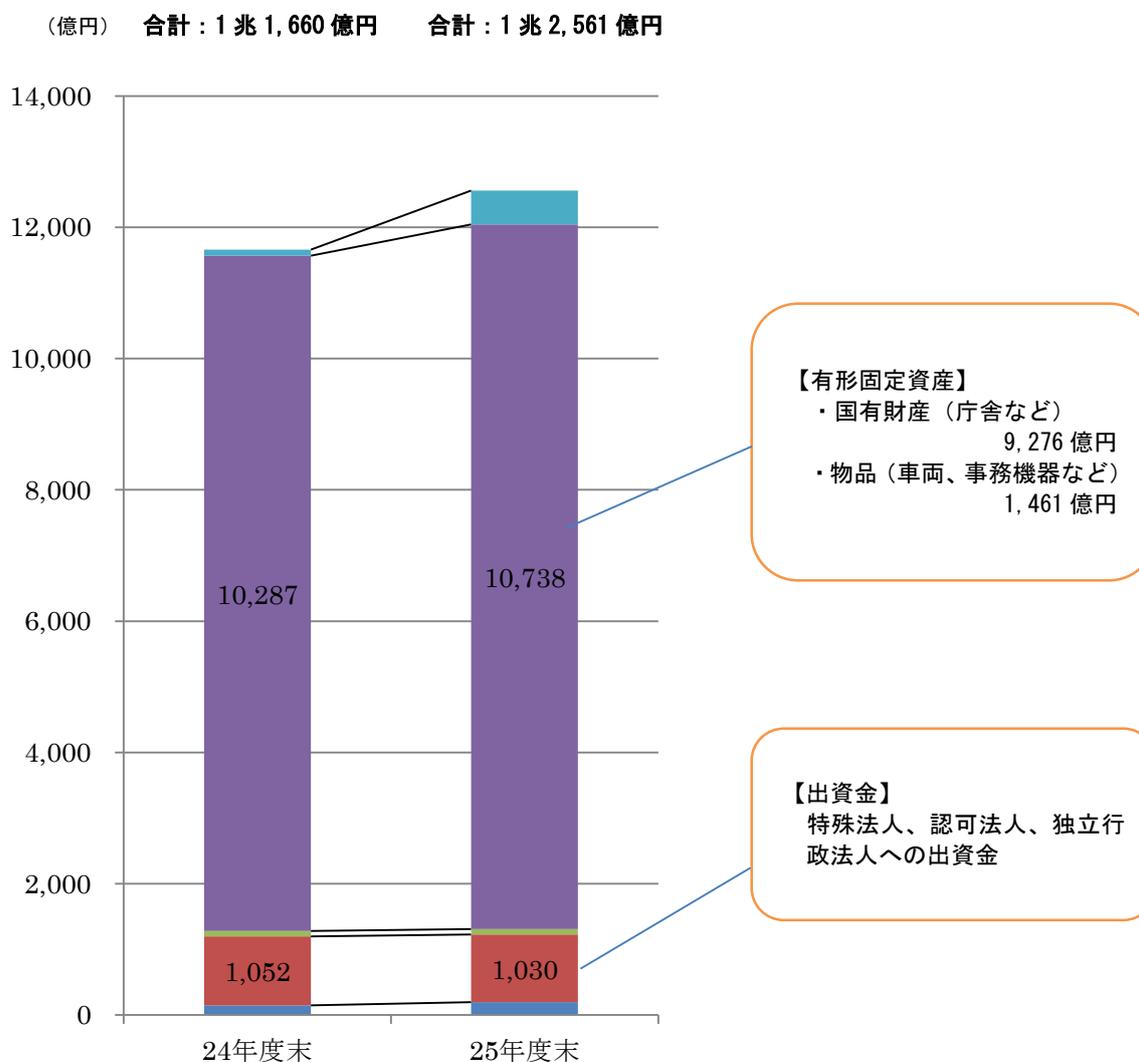
○業務費用が対前年度1,125億円と増加していますが、その主な事由は、沖縄の振興に資する事業等の実施に要する経費に充てるための交付金が増加したことにより、「補助金等」が対前年度653億円増加したこと等のためです。

ストックの状況（貸借対照表）

資 産（1兆2,561億円）

主な増減要因等について（対前年度末比+901億円）

- 有形固定資産（1兆738億円：対前年度末比+451億円）
 - ・PFI事業による建物等の取得により庁舎などの国有財産が222億円、車両などの物品が228億円増加となりました。
- 出資金（1,030億円：対前年度末比▲21億円）
 - ・平成25年度において、国民生活センターに対する出資金▲21億円があったため減少となりました。

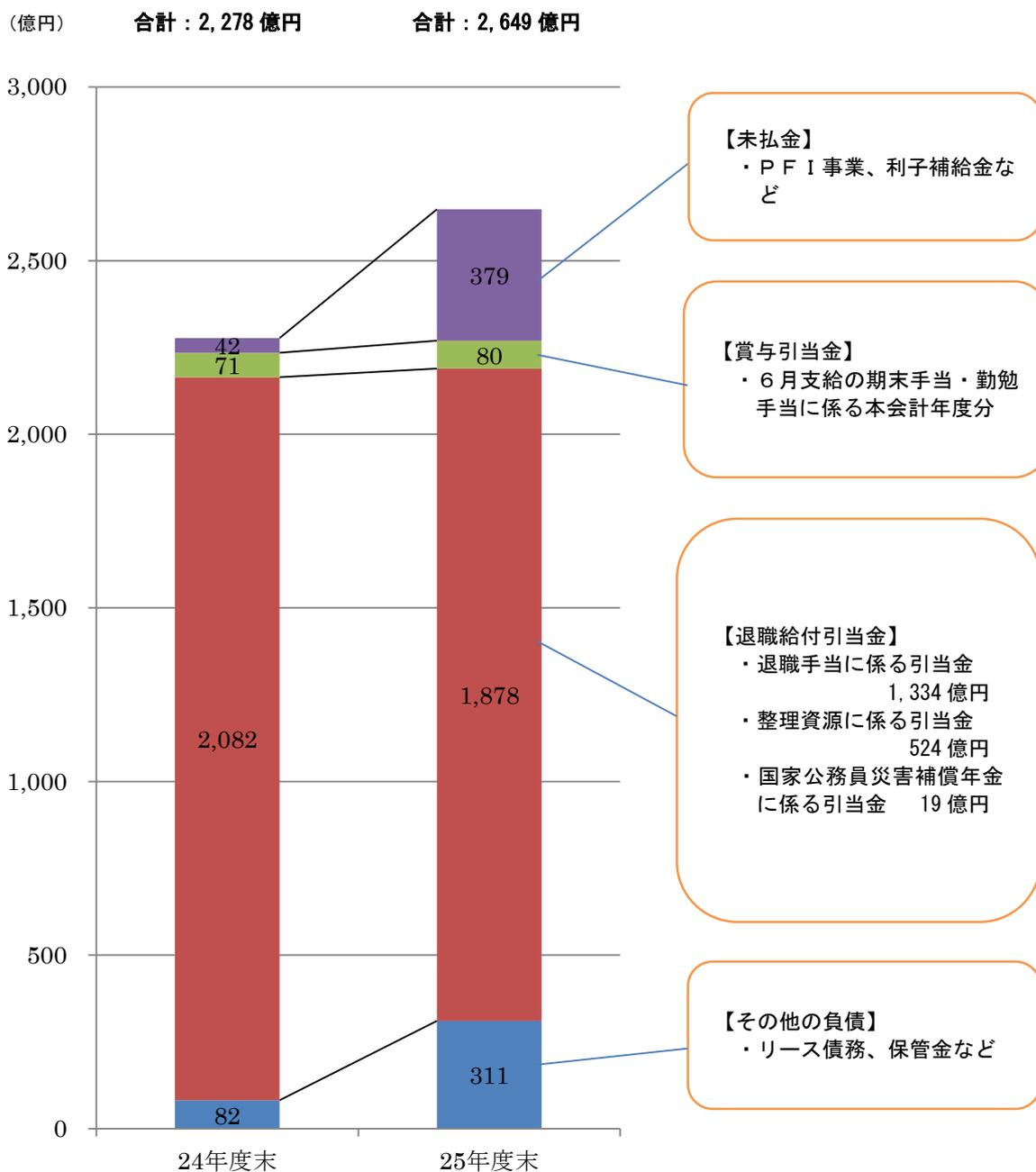


負債（2,649億円）

主な増減要因等について（対前年度末比+371億円）

➤ 未払金（379億円：対前年度末比337億円）

- ・PFI事業により取得した建物等に係る未払金が増加したことにより増加しました。



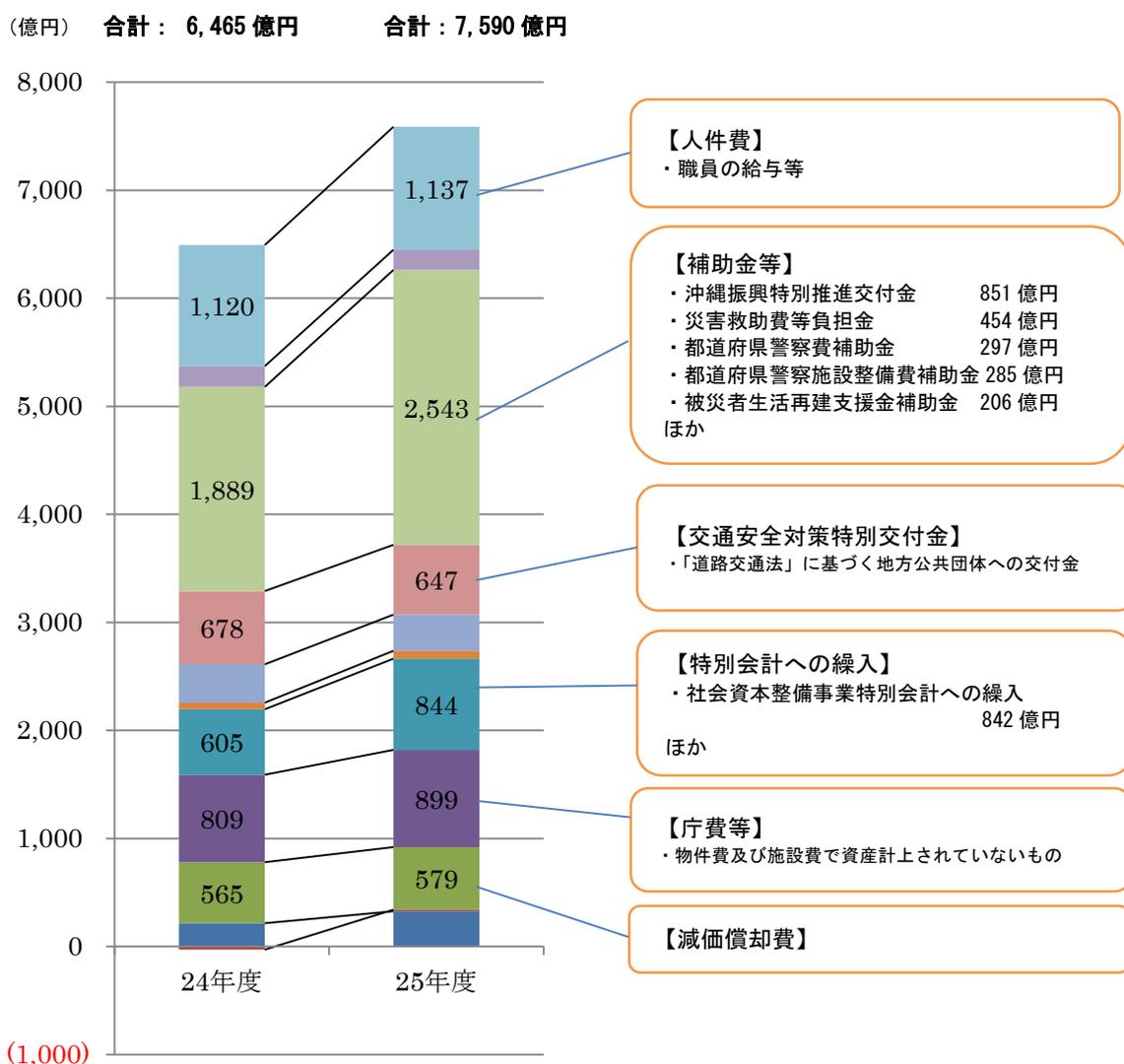
フローの状況

費用（7,590億円）（業務費用計算書より）

主な増減要因等について（対前年度比+1,125億円）

➤ 補助金等（2,543億円：対前年度比+653億円）

- ・平成25年度においては、沖縄振興に資する事業等の実施に要する経費に充てるための交付金の増加等によりコストが増加しました。



(参考) 連結財務書類について

連結財務書類は、省庁の財務書類に独立行政法人などの財務諸表を連結した省庁別の連結財務書類を参考情報として作成しています。

連結貸借対照表（平成 25 年度末）

(単位：十億円)

	前年度	25年度		前年度	25年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)		(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	342	390	未払金等	13	45
有価証券	3,106	4,815	賞与引当金	7	8
未収金等	10	9	沖縄振興開発金融公庫債	193	174
貸付金	2,354	1,655	預金保険機構債	1,930	1,930
貸倒引当金	▲ 380	▲ 362	借入金	1,514	1,214
有形固定資産	1,094	1,140	退職給付引当金	214	193
国有財産（公共用財産除く）	963	986	支払承諾等	9	8
物品	131	153	その他の負債	1,221	1,892
無形固定資産	9	10	負債合計	5,104	5,468
出資金	699	241	<資産・負債差額の部>		
その他の資産	22	25	資産・負債差額	2,155	2,458
資産合計	7,260	7,926	負債及び資産・負債差額合計	7,260	7,926

連結業務費用計算書（平成 25 年度）

(単位：十億円)

	前年度	25年度
	(自平成24年4月1日) (至平成25年3月31日)	(自平成25年4月1日) (至平成26年3月31日)
人件費	124	126
退職給付引当金等繰入額	19	19
補助金等	174	242
交通安全対策特別交付金	67	64
委託費等	35	33
減価償却費	59	62
貸倒引当金繰入額	▲ 11	▲ 8
支払利息	21	15
資産処分損益	6	2
貸出金償却損	6	4
その他	843	883
業務費用合計	1,347	1,446

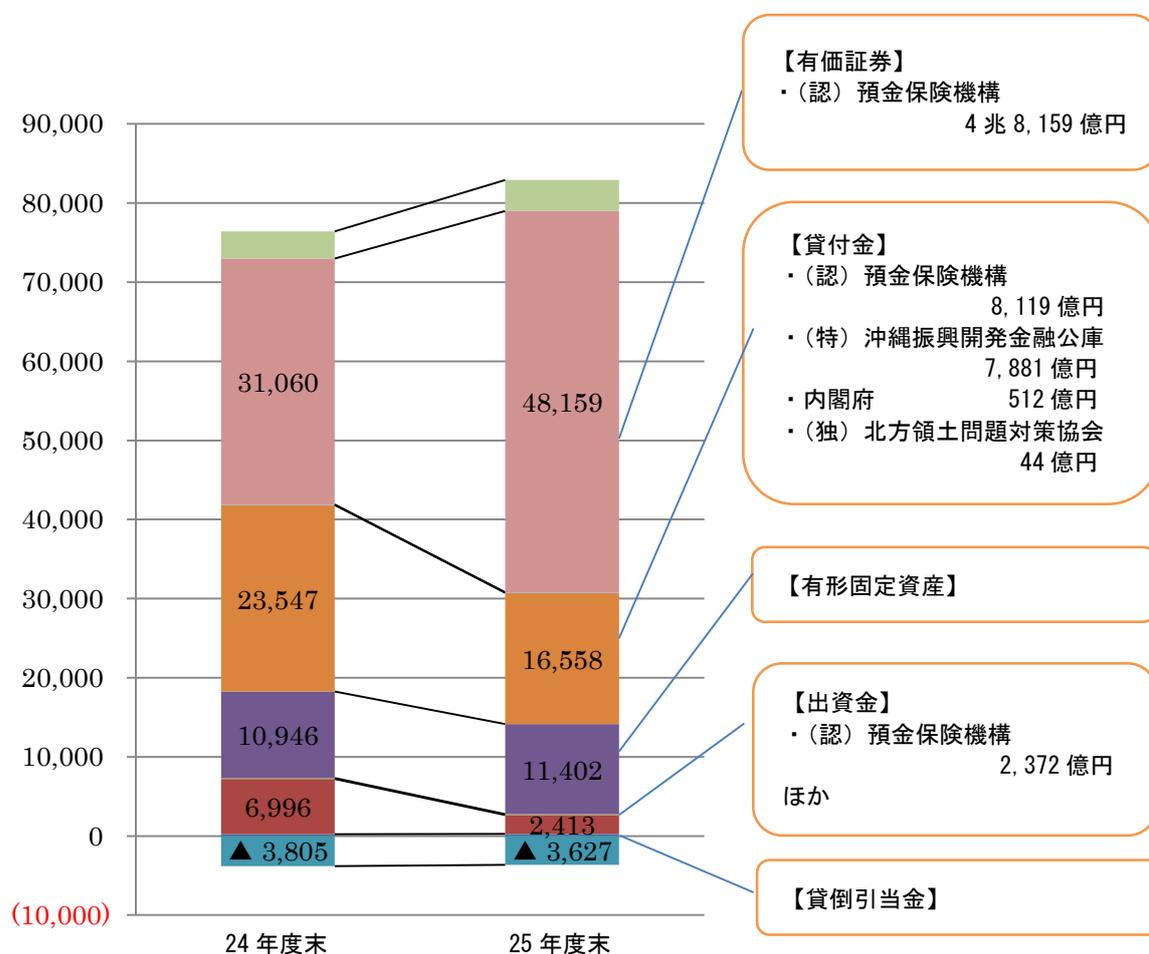
連結財務書類 ストックの状況（貸借対照表）

資 産（7兆9,265億円）

主な増減要因等について（対前年度末比+6,661億円）

- 有価証券（4兆8,159億円：対前年度末比+1兆7,099億円）
 - ・ 預金保険機構が保有する有価証券（国債）の増加等により増加となりました。

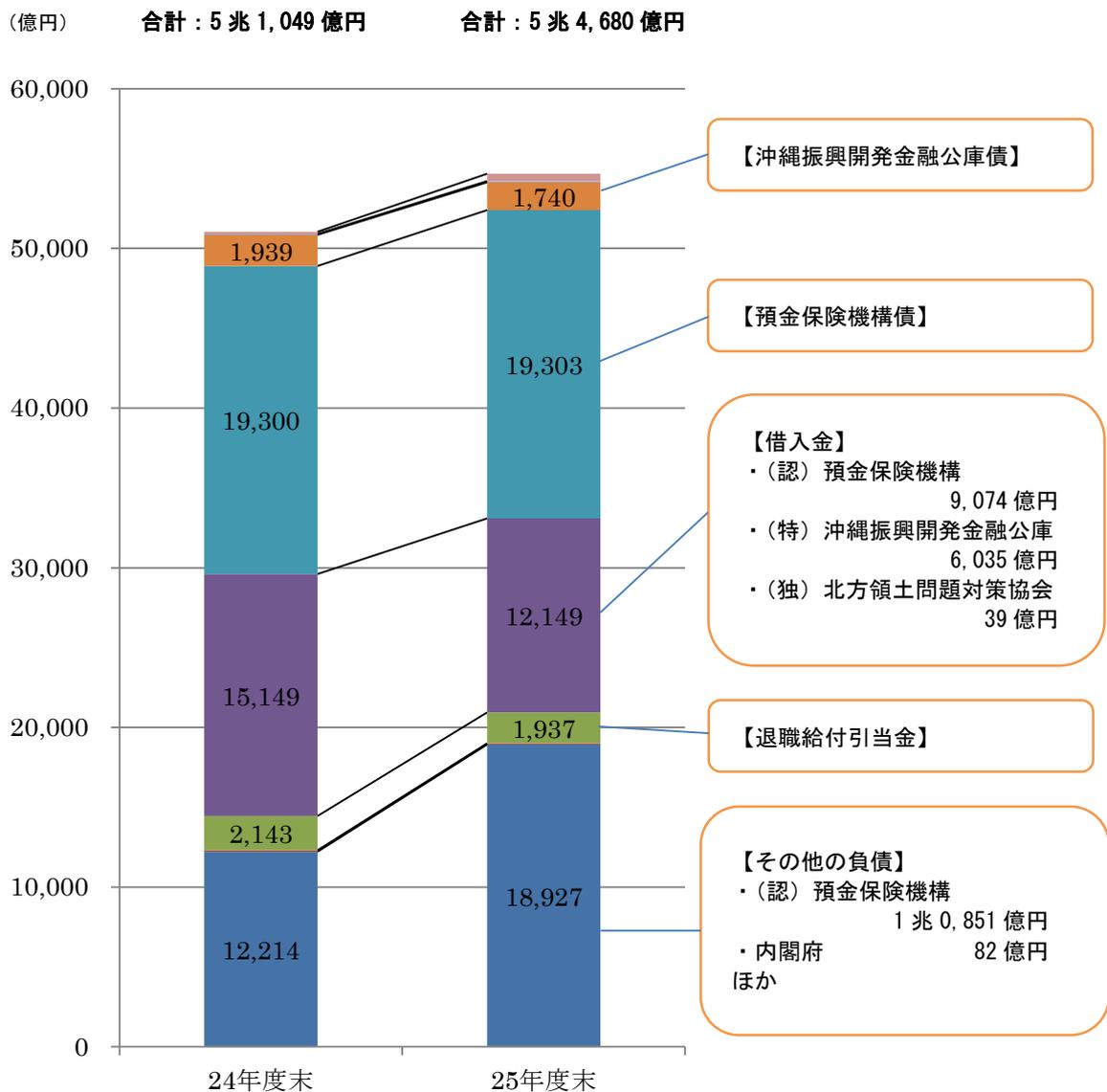
（億円） 合計：7兆2,604億円 合計：7兆9,265億円



負債（5兆4,680億円）

主な増減要因等について（対前年度末比+3,631億円）

- 借入金（1兆2,149億円：対前年度末比▲3,000億円）
 - ・ 預金保険機構における借入金が増加したこと等により減少しています。
- その他の負債（1兆8,927億円：対前年度末比6,712億円）
 - ・ 預金保険機構における責任人備金の増加により増えています。



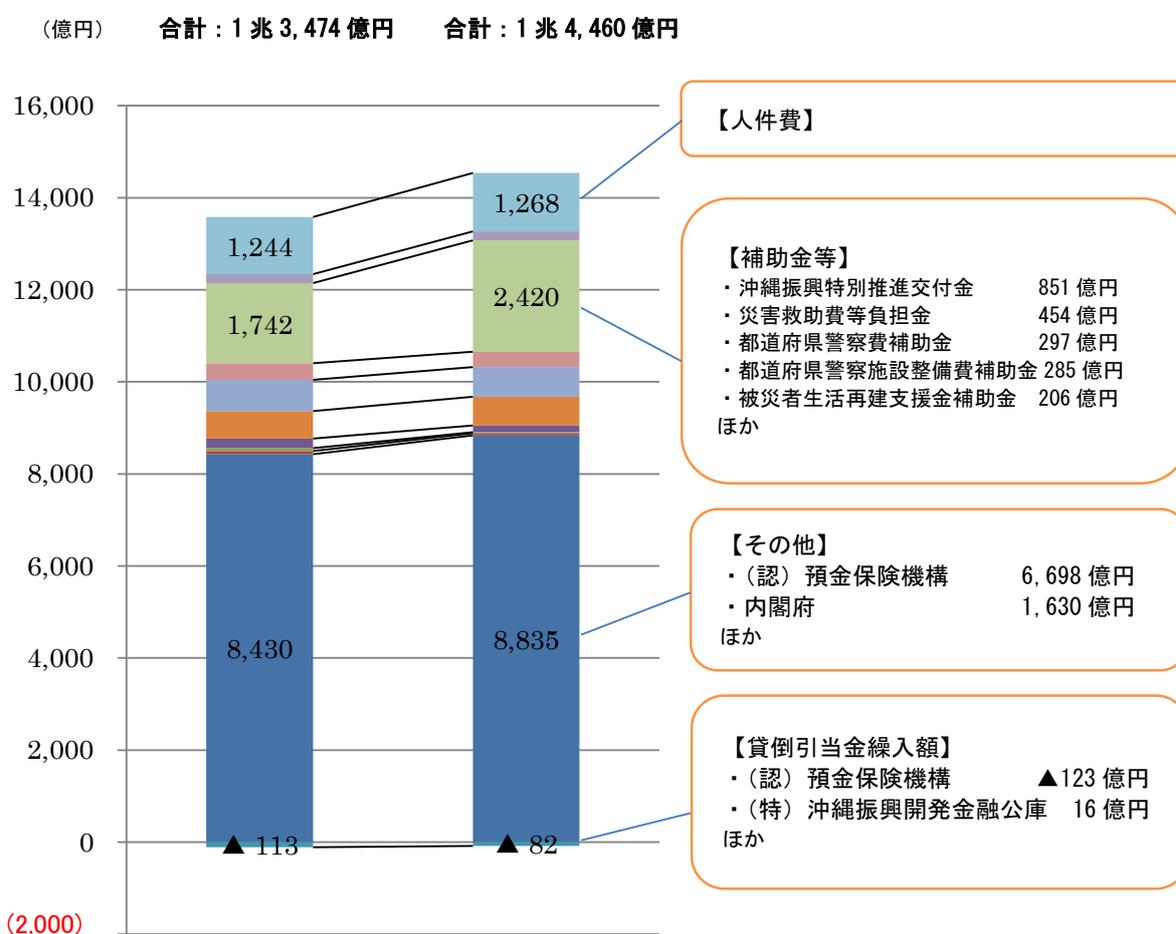
連結財務書類 フローの状況

費用（1兆4,460億円）（業務費用計算書より）

主な増減要因等について（対前年度比+985億円）

➤ 補助金等（2,420億円：対前年度比+678億円）

- ・平成25年度においては、沖縄政策の推進に関する補助金等が内閣府において増加したことなどから増えています。



連結対象法人の範囲と会計処理について

連結財務書類は、各省庁の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結対象としています。

なお、この各省庁との「業務関連性」により連結する独立行政法人などは、『各省庁が監督権限を有し、各省庁から財政支出を受けている法人』とし、監督権限の有無及び財政支出の有無によって業務関連性を判断することとしています。

また、連結に際しては、本来であれば会計処理の基準を統一することが望ましいと考えられますが、事務負担などの観点から困難であるため、基本的には、独立行政法人などの既存の財務諸表を利用し、独立行政法人などに固有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行った上で連結することとしています。

※平成 25 年度連結財務書類における連結対象法人は、以下のとおりです。

- 独立行政法人 3 法人
 - 1. 国民生活センター
 - 2. 国立公文書館
 - 3. 北方領土問題対策協会

- 特殊法人等 3 法人
 - 1. (特) 沖縄振興開発金融公庫
 - 2. (認) 預金保険機構
 - 3. (学) 沖縄科学技術大学院大学学園

合 計 6 法人